

第 1 章 大氣環境

第1章 大気環境

1 大気汚染に係る環境基準等

表 1-1 大気汚染に係る環境基準（二酸化硫黄等）

大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号、改正昭和48年環境庁告示第35号、昭和53年環境庁告示第38号、昭和56年環境庁告示第47号、平成8年環境庁告示第73号）二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示第38号、改正平成8年環境庁告示第74号）

物質名	環境基準	評価方法※	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。	年間にわたる1時間値の1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	測定を行った日についての1時間値の1日平均値または8時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。	年間にわたる1時間値の1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。	年間にわたる1時間値の1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	5時から20時の昼間時間帯において、年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。	

※1日平均値に関しては、1日20時間以上の測定時間を有する「有効測定日」のみが対象。
長期的評価には、年間測定時間が6,000時間以上の測定が行われた「有効測定局」であることが必要。

表 1-2 微小粒子状物質に係る環境基準

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号)

物質名	環境基準	評価方法※	
		短期的評価	長期的評価
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。		長期基準に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準 (1 年平均値) と比較する。 短期基準に関する評価は、測定結果の年間 98 パーセンタイル値を代表値として選択し、短期基準 (1 日平均値) と比較する。

※ 1 日平均値に関しては、1 日 20 時間以上の測定時間を有する「有効測定日」のみが対象。
長期的評価には、年間 250 日以上有効測定日であることが必要。

<微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起情報について>

1 注意喚起情報の発令基準

大気中の PM2.5 濃度が以下の判断基準に達した場合、愛知県が発令します。

主体	注意喚起指針等
国	注意喚起のための暫定的な指針 (H25. 3. 1) ・日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に注意喚起を行うことが適当 (暫定指針値)
愛知県	愛知県による注意喚起情報の発令基準 (H26. 12. 22~) 【発令基準】 ・県内を 3 区域に分け、区域ごとに判断 (豊田市は西三河区域) (ア) 各測定局における午前 5 時から 7 時までの 1 時間値の平均値を区域ごとに高い順に並べて、2 番目に大きい数値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき (イ) 各測定局における午前 5 時から正午まで、午前 5 時から午後 1 時まで、午前 5 時から午後 2 時まで、午前 5 時から午後 3 時まで及び午前 5 時から午後 4 時までの 1 時間値の平均値を区域ごとに高い順に並べて、最大値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき 【解除基準】 ・注意喚起の判断基準値を超過した測定局において、1 時間値が 2 時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下になったとき

2 注意喚起情報の内容

- ・ 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- ・ やむを得ず外出する場合は、マスクを着用するなど対策をとる。
- ・ 呼吸器系や循環器系疾患のある方、子供や高齢者は、体調に応じてより慎重に行動する。

<微小粒子状物質 (PM2.5) と浮遊粒子状物質 (SPM) の違いについて>

PM2.5 とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下のものをいいます。
 $2.5 \mu\text{m}$ とは、 2.5mm の 1,000 分の 1 であり、微小な粒子であることから、呼吸器系の奥深くまで入りやすく、人の健康に影響 (肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響) を及ぼすことが懸念されています。PM2.5 は、物の燃焼などによって直接排出されるものと、大気中で化学反応により生成されるものがあります。原因がはっきりわかっているわけではありません。

SPM とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のものをいいます。微

小さな粒子で降下しにくいいため、大気中に長時間滞留し、吸い込むと肺や気管などに沈着し、高濃度の場合は呼吸器に影響を及ぼします。燃焼により生成し、工場等から排出されるばいじんや、破碎、選別、堆積によって発生する粉じん、ディーゼル車等自動車の排出ガスに含まれる黒煙等、直接放出されるもの、硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中で粒子状に変化して生成するもの、黄砂や土壌粒子の巻き上げ等自然由来のものがあります。

表 1-3-1 大気汚染に係る環境基準（ベンゼン等）

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号、改正 平成 13 年環境省告示第 30 号、平成 30 年環境省告示第 100 号）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について

(昭和 51 年 8 月 17 日環境庁通知)

物質	環境上の条件
非メタン炭化水素	午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。

表 1-3-2 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

物質	環境上の条件	答申
アクリロニトリル	年平均値が 2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	第七次
塩化ビニルモノマー	年平均値が 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
水銀及びその化合物	年平均値が 40 ng Hg/ m^3 以下	
ニッケル化合物	年平均値が 25 ng Ni/ m^3 以下	
クロロホルム	年平均値が 18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	第八次
1,2-ジクロロエタン	年平均値が 1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値が 2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
ヒ素及びその化合物	年平均値が 6 ng As/ m^3 以下	第九次
マンガン及びその化合物	年平均値が 0.14 $\mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下	第十次
塩化メチル	年平均値が 94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	第十二次
アセトアルデヒド	年平均値が 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	

<今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十二次答申)>

令和 2 年 8 月 20 日に中央環境審議会会長より環境大臣に答申された第十二次答申では、①指針値が示されていない 9 物質のうち、塩化メチル及びアセトアルデヒドについて、指針値が設定されました。また、②「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の一部が改定され、全体構成の再整理、付属資料として収集する曝露評価情報の整理等が行われました。

2 大気汚染常時監視調査

【環境基準】

- ・環境基本法第 16 条
- ・大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）〈表 1-1 参照〉
- ・二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）〈表 1-1 参照〉
- ・微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）〈表 1-2 参照〉

【根 拠】

大気汚染防止法第 22 条「大気汚染状況の常時監視」

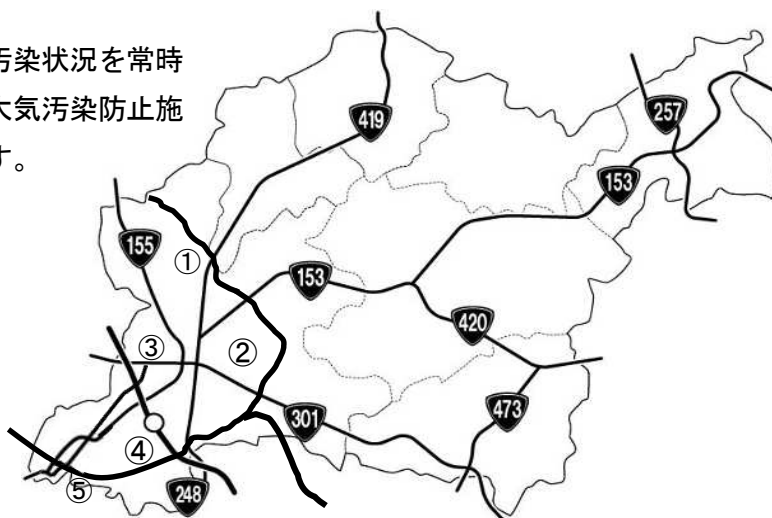
【処理基準】

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号 環管自第 75 号、改正 平成 17 年 6 月 29 日、平成 19 年 3 月 29 日、平成 22 年 3 月 31 日、平成 23 年 7 月 1 日、平成 25 年 8 月 30 日、平成 28 年 9 月 26 日、令和 4 年 3 月 31 日、令和 5 年 11 月 9 日環水大管発第 2311092 号 環水大モ発第 2311092 号）

【調査概要】

市内 5 か所の大気測定局で、大気汚染状況を常時測定し、環境基準の適否を判定し、大気汚染防止施策等の基礎資料として利用しています。

（1）測定地点



	局 名	所 在 地
①	北部局（加納町）（平成 2 年度設置）《一般局》	加納町西股 75 （加納小学校）
②	東部局（宝来町）（平成 3 年度設置）《一般局》	宝来町 4-758-10 （東山体育センター）
③	中部局（三軒町）（昭和 47 年度設置）《一般局》 （平成 14 年度まで県管理）	三軒町 6-23-5 （衣丘小学校）
④	南部局（竹元町）（昭和 50 年度設置）《一般局》 （平成 14 年度まで県管理）	竹元町南細畔 3 （豊田工科高校）
⑤	新田局（花園町）（平成 16 年度設置）《自排局》 （令和 2 年度から伊勢湾岸自動車道関連環境調査と共用）	花園町新田 42-7 （中日本高速道路株 豊田南第一料金所）

図 1-1 大気汚染測定地点

(2) 測定項目及び測定方法

表 1-4 測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法※	測定局				
		北部	東部	中部	南部	新田
二酸化硫黄 (SO ₂)	溶液導電率法又は 紫外線蛍光法 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号及び大気汚染防止法施行規則第 18 条)	—	—	○	—	○
窒素酸化物 (NO+NO ₂) 二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化窒素 (NO)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又は オゾンを用いる化学発光法 (昭和 53 年環境庁告示 38 号及び大気汚染防止法施行規則 18 条)	○	—	○	○	○
一酸化炭素 (CO)	非分散型赤外分析法 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号及び大気汚染防止法施行規則第 18 条)	—	—	○	—	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	光散乱法、圧電天びん法又は β線吸収法 (昭和 56 年環境庁告示第 47 号及び大気汚染防止法施行規則第 18 条)	○	—	○	○	○
光化学オキシダント (Ox)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、 紫外線吸収法 又はエチレンを用いる化学発光法 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号及び大気汚染防止法施行規則第 18 条)	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)	・自動測定機による測定 濾過捕集による重量濃度測定方法又は この方法によって測定された重量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法 (平成 21 年環境省告示第 33 号)	○	○	○	○	○
炭化水素 (HC) 非メタン炭化水素 (NMHC) メタン (CH ₄)	直接測定法 (昭和 52 年 3 月 29 日付け環大企第 61 号)	○	○	○	—	—
気象 (風向・風速、温度・湿度)	気象庁又は気象庁長官登録検定機関の検定を受けた測定器 (環境大気常時監視マニュアル第 6 版による。)	○	○	○	○	○ *1

○：測定項目を示す

※ 市の調査で採用している方法を太字で示す

*1 風向・風速のみ

【調査結果の概要】

- ・ 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は、測定を行っている全ての測定局で環境基準を達成しました。
- ・ 光化学オキシダントは、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。全国的にも達成している所はほとんどありません。

表 1-5 市内大気測定局の環境基準の達成状況（令和5年度）

物質名		二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
北部局 (加納町)	一般局	—	○	—	○	×	○
東部局 (宝来町)		—	—	—	—	×	○
中部局 (三軒町)		○	○	○	○	×	○
南部局 (竹元町)		—	○	—	○	×	○
新田局 (花園町)	自排局	○	○	○	○	×	○
愛知県 達成率 ^{※1}	一般局	100%	100%	100%	100%	0%	100%
	自排局	100%	100%	100%	100%	0%	100%
全国 達成率 ^{※2}	一般局	99.5%	100%	100%	100%	0.1%	99.9%
	自排局	100%	100%	100%	100%	0%	100%

達成状況、達成率は、光化学オキシダントについては短期的評価、他の項目については長期的評価に基づくもの。表中の「○」は環境基準を達成していることを示す。

※1 愛知県 令和4年度大気汚染調査結果（令和5年6月発表）

※2 環境省 「令和4年度大気汚染状況について」公表資料（令和6年6月6日）

【調査結果】

(1) 気象 (温度、湿度、風向、風速)

表 1-6-1 北部局 (加納町) 月別気象測定結果

年 月		温 度 (°C)			湿 度 (%)			風 向		風 速 (m/s)			
		平均値	1時間値 の 最高値	日平均値 の 最高値	平均値	1時間値 の 最高値	日平均値 の 最高値	最多 風向	割合 (%)	平均値	1時間値 の 最高値	日平均値 の 最高値	
R5	4	14.8	28.2	19.7	72	99	98	N	11.9	2.4	7.1	4.0	
	5	19.0	33.4	23.0	74	99	98	NNE	10.6	2.2	9.6	4.7	
	6	22.7	33.2	26.5	83	99	99	N	15.8	1.7	6.8	3.7	
	7	27.7	38.2	30.1	80	99	96	N	15.9	1.7	6.1	2.6	
	8	28.2	36.8	30.0	82	99	96	NE	11.8	2.0	7.6	3.9	
	9	26.0	35.6	28.9	84	99	97	N	16.7	1.5	6.1	2.4	
	10	16.9	27.9	22.4	79	99	97	NW	16.8	1.7	7.5	3.1	
	11	12.4	25.9	21.8	81	98	98	N	20.8	1.8	9.0	3.5	
	12	7.2	21.5	14.5	79	99	98	N	16.5	1.8	7.9	4.0	
	R6	1	5.1	17.4	10.8	76	98	98	NW	20.3	2.1	8.2	4.5
		2	7.5	22.3	16.6	76	99	98	NW	19.7	2.3	7.8	4.8
		3	8.2	22.9	16.9	71	98	98	NW	19.0	2.5	9.2	4.9
年間		16.3	38.2	30.1	78	99	99	N	14.1	2.0	9.6	4.9	

年 月		温 度 (°C)			湿 度 (%)			風 向		風 速 (m/s)		
		平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	最多 風向	割合 (%)	平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値
R5	4	15.4	27.8	20.0	65	98	95	NW	11.4	2.5	8.3	4.2
	5	19.5	33.6	23.5	69	98	96	SSE	8.6	2.3	10.2	5.1
	6	23.2	33.6	27.0	77	99	98	E	11.9	1.8	7.7	4.0
	7	28.3	37.9	30.6	74	98	91	E	13.2	1.8	5.6	2.8
	8	28.9	36.8	30.6	76	98	95	ESE	15.0	2.2	8.2	5.1
	9	26.6	35.5	29.3	78	98	94	E	12.6	1.6	5.7	2.6
	10	17.1	26.7	23.1	74	98	93	NNW	15.6	1.8	8.6	4.0
	11	12.6	26.1	22.4	75	99	96	NNW	12.9	1.9	9.3	4.5
	12	7.1	20.6	14.6	74	99	96	NNW	13.4	1.7	8.7	5.2
R6	1	5.1	16.0	10.8	71	98	94	NW	17.5	2.2	9.6	5.1
	2	7.6	21.8	16.7	71	99	95	NNW	18.0	2.4	10.6	6.3
	3	8.5	23.1	17.2	66	99	98	NNW	21.1	2.8	10.7	7.1
年間		16.7	37.9	30.6	72	99	98	NNW	11.3	2.1	10.7	7.1

表 1-6-2 東部局 (宝来町) 月別気象測定結果

年 月		温 度 (°C)			湿 度 (%)			風 向		風 速 (m/s)		
		平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	最多 風向	割合 (%)	平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値
R5	4	15.6	28.1	20.2	63	98	95	NW	13.2	3.1	7.9	5.2
	5	19.6	33.0	24.5	67	98	97	NE	11.8	2.9	11.3	6.4
	6	23.3	33.5	27.0	76	99	98	ENE	14.6	2.3	8.1	4.8
	7	28.4	38.1	31.3	72	98	91	NE	13.3	2.4	7.3	3.4
	8	28.8	37.4	30.6	75	98	95	SSE	16.1	2.8	7.4	5.4
	9	26.7	35.9	29.5	77	98	94	ENE	16.6	2.2	8.1	3.8
	10	17.7	27.0	22.7	69	98	94	NE	18.7	2.6	8.9	4.9
	11	13.3	25.8	22.0	70	98	96	NE	23.2	2.6	9.1	5.0
	12	7.9	20.5	14.4	67	98	94	NE	19.9	2.4	9.7	5.4
R6	1	5.6	15.7	10.4	65	97	92	NW	23.6	2.9	9.9	5.7
	2	7.9	21.3	16.7	67	98	94	NW	23.7	3.0	10.5	6.6
	3	8.8	22.5	17.9	62	98	97	NW	27.8	3.3	10.4	6.5
年間	17.0	38.1	31.3	69	99	98	NE	14.9	2.7	11.3	6.6	

表 1-6-3 中部局 (三軒町) 月別気象測定結果

年 月		温 度 (°C)			湿 度 (%)			風 向		風 速 (m/s)		
		平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	最多 風向	割合 (%)	平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値
R5	4	15.8	27.8	20.4	68	100	100	NW	15.3	3.6	9.5	6.3
	5	19.8	33.3	24.6	73	100	100	S	11.8	3.2	12.5	7.3
	6	23.3	32.6	26.9	82	100	100	S	11.0	2.6	14.3	5.1
	7	28.4	37.9	31.6	79	100	98	S	15.9	2.7	8.9	4.4
	8	28.6	36.7	30.4	83	100	100	SE	18.7	3.5	11.9	8.2
	9	26.8	35.3	29.6	83	100	99	S	11.7	2.4	10.1	4.4
	10	17.9	27.7	23.0	74	100	99	NW	20.4	2.6	10.3	5.8
	11	13.3	26.1	22.4	77	100	100	NW	17.2	2.8	11.7	6.3
	12	8.1	20.4	14.4	74	100	98	NW	22.4	2.5	10.1	5.4
	R6	1	5.9	16.1	10.4	72	100	96	NW	26.4	3.1	11.6
2		8.2	21.6	16.7	74	100	99	NW	28.7	3.3	11.5	7.2
3		10.4	28.7	20.3	65	100	98	NW	30.5	3.7	12.5	8.0
年間		17.2	37.9	31.6	75	100	100	NW	15.8	3.0	14.3	8.2

表 1-6-4 南部局 (竹元町) 月別気象測定結果

年 月		風 向		風 速 (m/s)			
		最多 風向	割合 (%)	平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	
R 5	4	WNW	28.6	1.9	7.8	3.9	
	5	WNW	20.6	1.7	5.7	3.2	
	6	SE	23.8	1.4	6.6	3.3	
	7	SE	26.9	1.5	5.3	2.9	
	8	SE	41.3	2.1	7.3	5.1	
	9	SE	22.5	1.1	4.4	2.0	
	10	WNW	42.3	1.2	6.4	2.8	
	11	WNW	33.2	1.3	6.1	4.3	
	12	WNW	41.3	1.2	6.2	4.0	
	R 6	1	WNW	49.9	1.5	6.8	4.0
		2	WNW	50.7	1.6	5.8	3.4
		3	WNW	42.5	2.0	6.9	4.3
年間		WNW	29.4	1.5	7.8	5.1	

表 1-6-5 新田局 (花園町) 月別気象測定結果

(2) 二酸化硫黄

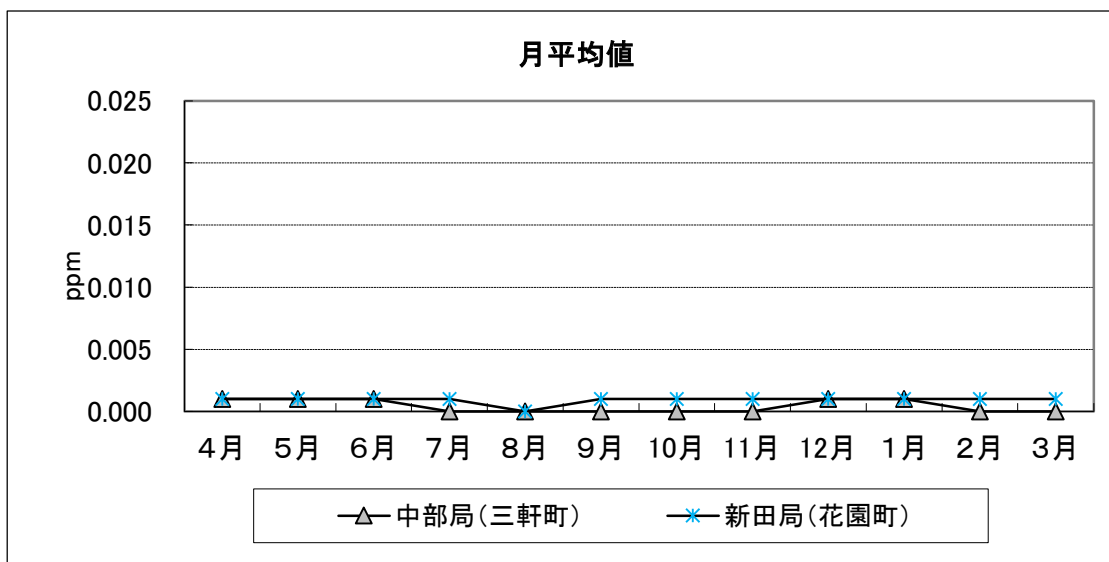
表 1-6-6 月別二酸化硫黄測定結果

測定局	項目	R5										R6		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
中部局 (三軒町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	31	27	31
	測定時間 (時間)	712	736	712	706	734	712	734	712	736	736	660	735	
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.004	0.005	0.004	0.003	0.007	0.004	0.005	0.004	0.003	0.003	0.002	0.004	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
新田局 (花園町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	29	31	
	測定時間 (時間)	712	736	710	733	734	712	734	712	712	736	684	736	
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.004	0.006	0.005	0.005	0.007	0.005	0.004	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況
					1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合					
					[時間]	[%]	[日]	[%]				
中部局 (三軒町)	R 1	352	8,417	0.000	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	○
	R 2	358	8,577	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	○
	R 3	361	8,599	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○	○
	R 4	362	8,632	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○	○
	R 5	362	8,625	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.001	○	○
新田局 (花園町)	R 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R 2	361	8,622	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	○
	R 3	358	8,552	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.002	○	○
	R 4	362	8,629	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	○
	R 5	364	8,651	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	○

表 1-6-7 二酸化硫黄 経年変化

月別変化



経年変化

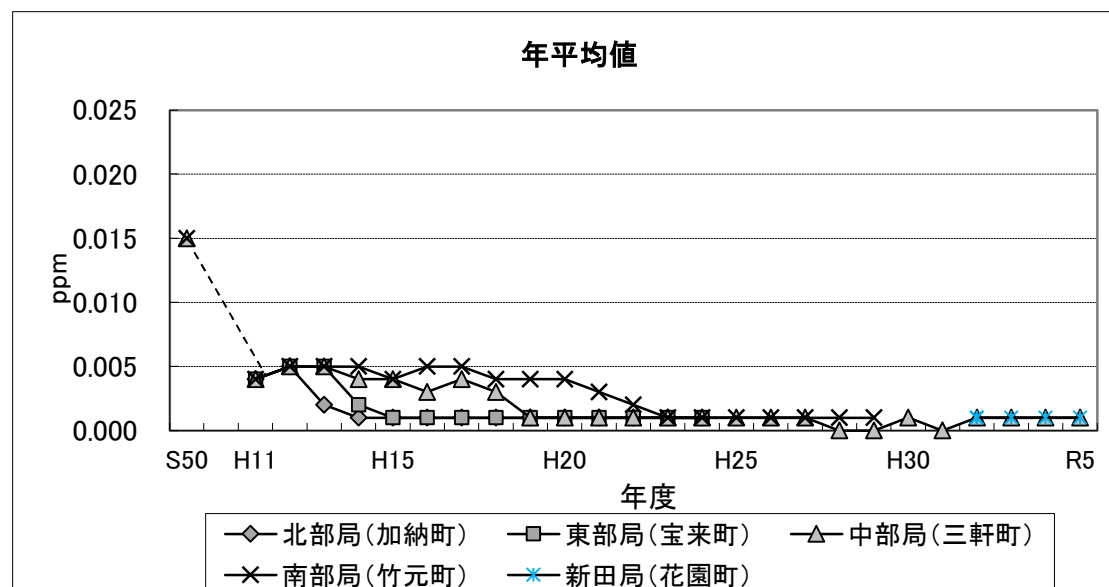
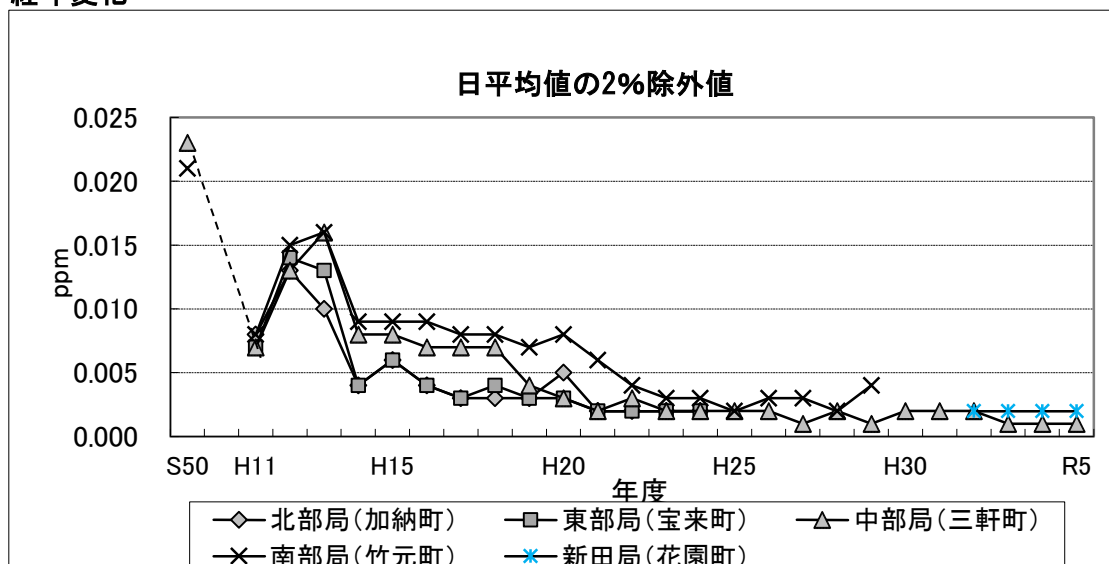


図 1-2 二酸化硫黄の月別変化・経年変化

(3) 二酸化窒素

表 1-6-8 月別二酸化窒素測定結果

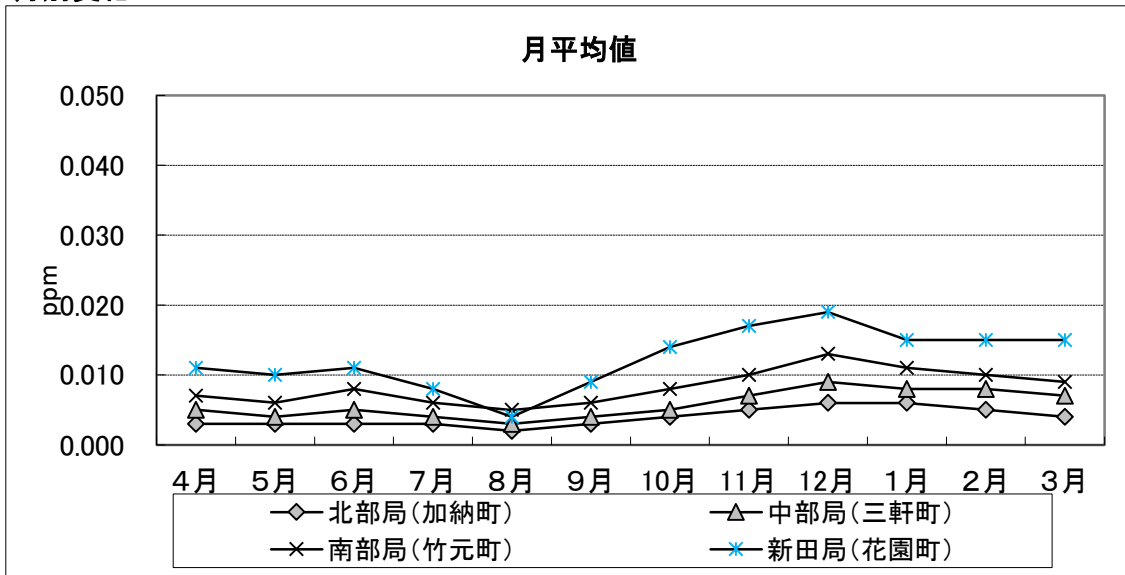
測定局	項目	R5										R6		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
北部局 (加納町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	29	
	測定時間 (時間)	712	736	711	734	739	712	735	712	737	735	688	712	
	月平均値 (ppm)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.004	0.005	0.006	0.006	0.005	0.004	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.016	0.013	0.014	0.011	0.007	0.010	0.014	0.015	0.022	0.022	0.024	0.032	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.006	0.006	0.006	0.005	0.004	0.006	0.007	0.008	0.013	0.015	0.013	0.016	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部局 (三軒町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	31	29	29	31	
	測定時間 (時間)	712	736	712	710	734	712	734	712	736	712	688	735	
	月平均値 (ppm)	0.005	0.004	0.005	0.004	0.003	0.004	0.005	0.007	0.009	0.008	0.008	0.007	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.033	0.026	0.024	0.014	0.011	0.018	0.021	0.033	0.035	0.041	0.034	0.036	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.010	0.010	0.010	0.006	0.005	0.010	0.007	0.013	0.019	0.018	0.018	0.020	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定局	項 目	R5									R6		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
南部局 (竹元町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	31	29	30	31	30	31	31	29	29
	測 定 時 間 (時間)	713	736	711	737	712	712	735	711	736	736	688	719
	月 平 均 値 (ppm)	0.007	0.006	0.008	0.006	0.005	0.006	0.008	0.010	0.013	0.011	0.010	0.009
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.040	0.027	0.030	0.025	0.017	0.022	0.037	0.039	0.038	0.039	0.039	0.033
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.017	0.014	0.013	0.011	0.009	0.013	0.013	0.017	0.022	0.025	0.022	0.021
	1 時 間 値 が 0.2ppm を 超 え た 時 間 数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下 の 時 間 数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平 均 値 が 0.06ppm を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 平 均 値 が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新田局 (花園町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	29	31	29	31
	測 定 時 間 (時間)	712	736	710	711	735	712	734	711	704	736	684	736
	月 平 均 値 (ppm)	0.011	0.010	0.011	0.008	0.004	0.009	0.014	0.017	0.019	0.015	0.015	0.015
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.040	0.037	0.043	0.046	0.016	0.036	0.049	0.064	0.052	0.045	0.051	0.047
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.024	0.017	0.018	0.020	0.009	0.021	0.022	0.025	0.027	0.030	0.026	0.027
	1 時 間 値 が 0.2ppm を 超 え た 時 間 数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下 の 時 間 数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平 均 値 が 0.06ppm を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 平 均 値 が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定局	年度	有効測定日数 〔日〕	測定時間 〔時間〕	年平均値 〔ppm〕	環境基準との対比				1時間値 の最高値 〔ppm〕	日平均値 の年間 98%値 〔ppm〕	環境基準の 達成状況 〔達成○・非達成×〕
					日平均値が ≥ 0.06 ppm を超えた日数と その割合		日平均値が ≥ 0.04 ppm 以上 0.06 ppm以下の 日数とその割合				
					〔時間〕	〔%〕	〔日〕	〔%〕			
北部局 (加納町)	R1	363	8,651	0.009	0	0.0	0	0.0	0.055	0.027	○
	R2	365	8,656	0.006	0	0.0	0	0.0	0.040	0.012	○
	R3	363	8,642	0.004	0	0.0	0	0.0	0.028	0.009	○
	R4	363	8,637	0.004	0	0.0	0	0.0	0.037	0.010	○
	R5	364	8,663	0.004	0	0.0	0	0.0	0.032	0.010	○
中部局 (三軒町)	R1	358	8,641	0.008	0	0.0	0	0.0	0.050	0.020	○
	R2	357	8,557	0.007	0	0.0	0	0.0	0.053	0.017	○
	R3	361	8,609	0.006	0	0.0	0	0.0	0.040	0.014	○
	R4	361	8,607	0.006	0	0.0	0	0.0	0.054	0.015	○
	R5	362	8,633	0.006	0	0.0	0	0.0	0.041	0.015	○
南部局 (竹元町)	R1	362	8,630	0.011	0	0.0	0	0.0	0.053	0.027	○
	R2	361	8,606	0.009	0	0.0	0	0.0	0.047	0.021	○
	R3	361	8,617	0.009	0	0.0	0	0.0	0.045	0.020	○
	R4	359	8,567	0.008	0	0.0	0	0.0	0.054	0.019	○
	R5	362	8,646	0.008	0	0.0	0	0.0	0.040	0.019	○
新田局 (花園町)	R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R2	361	8,618	0.014	0	0.0	0	0.0	0.058	0.030	○
	R3	356	8,522	0.014	0	0.0	0	0.0	0.067	0.029	○
	R4	360	8,593	0.013	0	0.0	0	0.0	0.066	0.028	○
	R5	362	8,621	0.012	0	0.0	0	0.0	0.064	0.027	○

表 1-6-9 二酸化窒素 経年変化

月別変化



経年変化

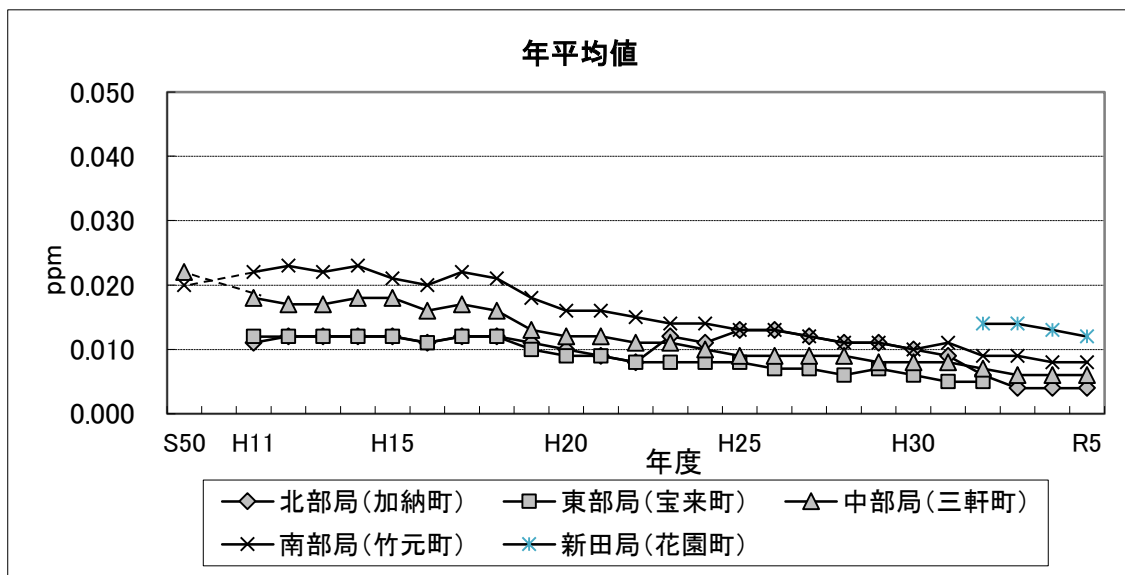
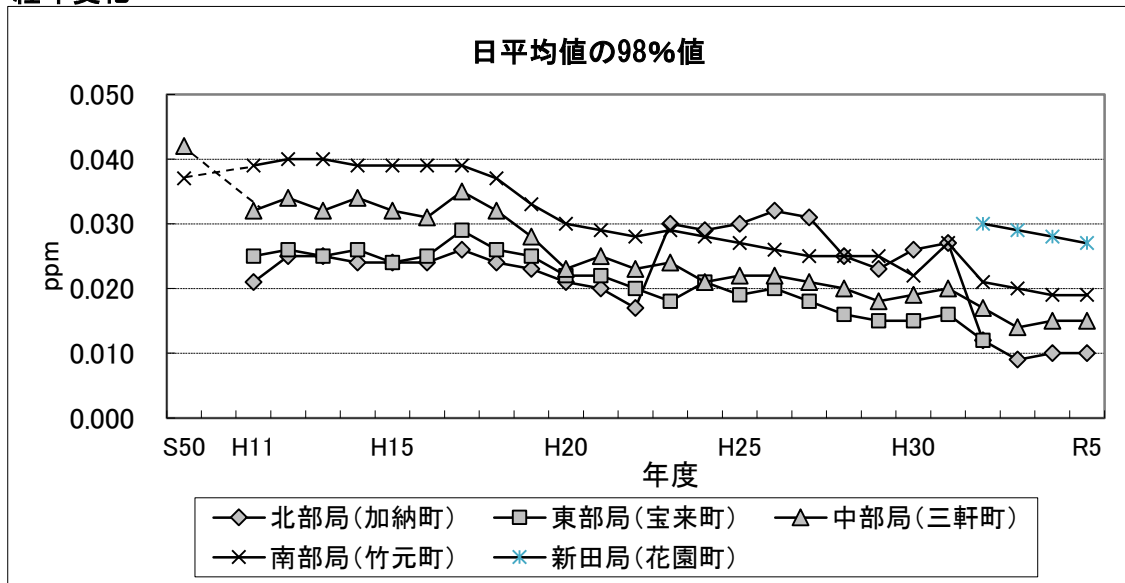


図 1-3 二酸化窒素の月別変化・経年変化

(4) 一酸化窒素

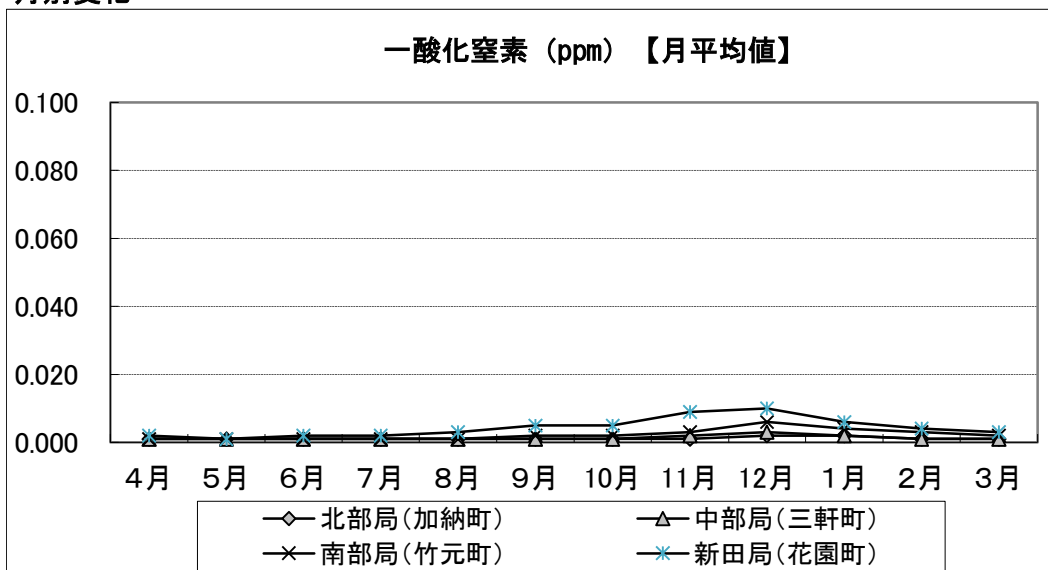
表 1-6-10 月別一酸化窒素測定結果

測定局	項目	R5									R6			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
北部局 (加納町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	29	
	測定時間 (時間)	712	736	711	734	739	712	735	712	737	735	688	712	
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001
	1時間値の最高値 (ppm)	0.006	0.006	0.008	0.004	0.006	0.009	0.007	0.024	0.025	0.024	0.014	0.009	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.011	0.005	0.005	0.003	
中部局 (三軒町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	31	29	29	31	
	測定時間 (時間)	712	736	712	710	734	712	734	712	736	712	688	735	
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.010	0.007	0.005	0.007	0.007	0.008	0.013	0.024	0.044	0.015	0.021	0.017	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.004	0.015	0.007	0.007	0.007	
南部局 (竹元町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	29	30	31	30	31	31	29	29	
	測定時間 (時間)	713	736	711	737	712	712	735	711	736	736	688	719	
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.006	0.004	0.003	0.002	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.013	0.013	0.012	0.017	0.015	0.019	0.029	0.065	0.067	0.044	0.043	0.023	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.003	0.002	0.003	0.004	0.003	0.005	0.004	0.011	0.024	0.016	0.019	0.010	
新田局 (花園町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	29	31	29	31	
	測定時間 (時間)	712	736	710	711	735	712	734	711	704	736	684	736	
	月平均値 (ppm)	0.002	0.001	0.002	0.002	0.003	0.005	0.005	0.009	0.010	0.006	0.004	0.003	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.024	0.021	0.046	0.023	0.020	0.045	0.042	0.079	0.074	0.072	0.049	0.048	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.007	0.006	0.012	0.008	0.010	0.015	0.009	0.025	0.032	0.027	0.018	0.017	

表 1-6-11 一酸化窒素 経年変化

測定局	年度	有効 測定日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
北部局 (加納町)	R 1	363	8,651	0.002	0.056	0.009
	R 2	365	8,656	0.001	0.031	0.003
	R 3	363	8,642	0.001	0.012	0.002
	R 4	363	8,637	0.001	0.022	0.003
	R 5	364	8,663	0.001	0.025	0.003
中部局 (三軒町)	R 1	358	8,641	0.002	0.057	0.010
	R 2	357	8,557	0.001	0.070	0.005
	R 3	361	8,609	0.001	0.034	0.003
	R 4	361	8,607	0.001	0.033	0.003
	R 5	362	8,633	0.001	0.044	0.004
南部局 (竹元町)	R 1	362	8,630	0.004	0.087	0.021
	R 2	361	8,606	0.003	0.077	0.013
	R 3	361	8,617	0.002	0.056	0.010
	R 4	359	8,567	0.002	0.057	0.008
	R 5	362	8,646	0.002	0.067	0.011
新田局 (花園町)	R 1	-	-	-	-	-
	R 2	361	8,618	0.005	0.122	0.028
	R 3	356	8,522	0.004	0.092	0.022
	R 4	360	8,593	0.004	0.077	0.018
	R 5	362	8,621	0.004	0.079	0.022

月別変化



経年変化

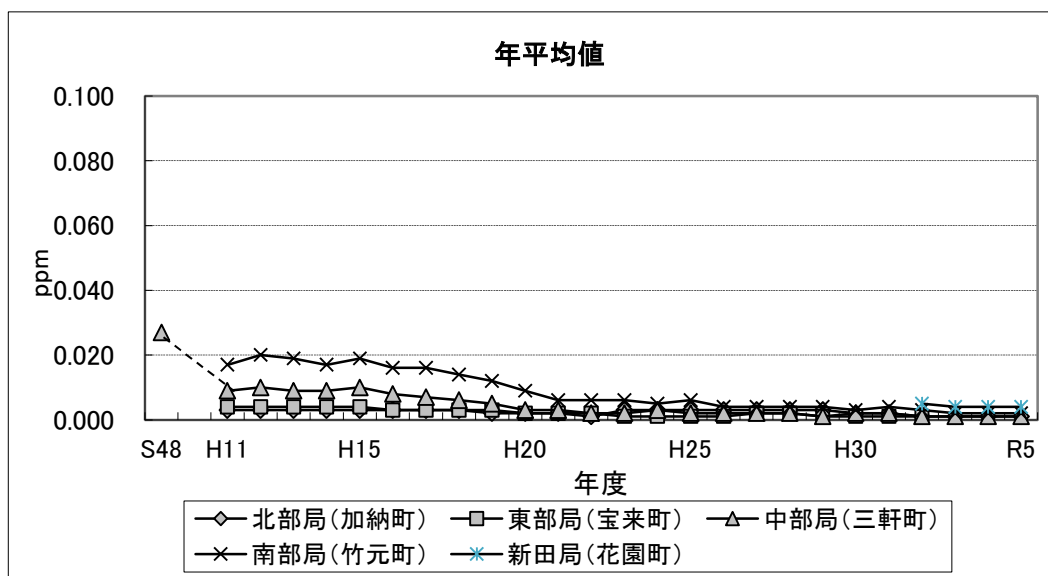
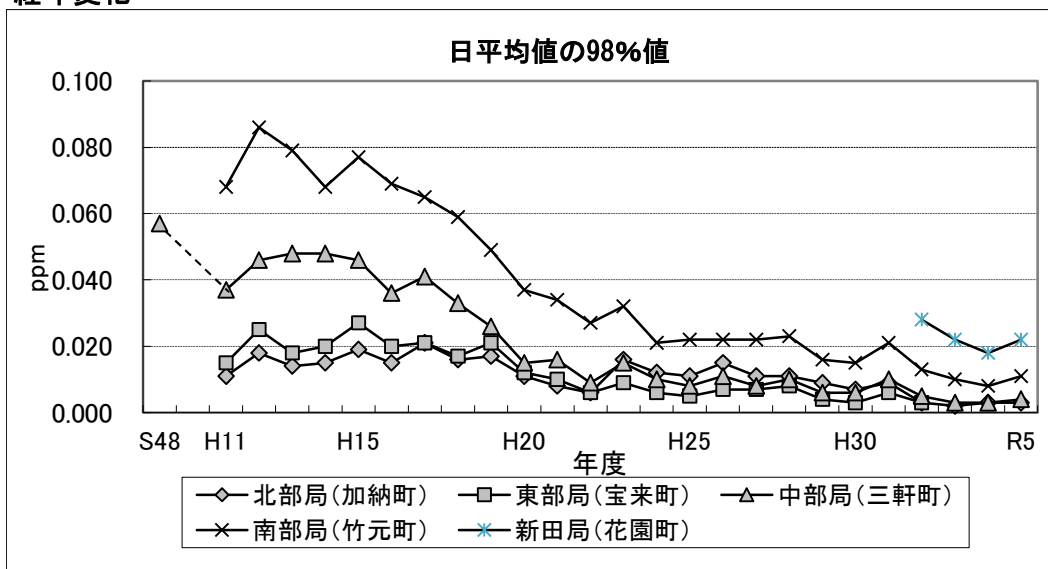


図 1-4 一酸化窒素の月別変化・経年変化

(5) 窒素酸化物

表 1-6-12 月別窒素酸化物測定結果

測定局	項目	R5									R6		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北部局 (加納町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	29
	測定時間 (時間)	712	736	711	734	739	712	735	712	737	735	688	712
	月平均値 (ppm)	0.004	0.004	0.005	0.003	0.002	0.004	0.005	0.006	0.008	0.007	0.007	0.006
	1時間値の最高値 (ppm)	0.018	0.016	0.016	0.012	0.008	0.015	0.015	0.036	0.041	0.035	0.031	0.036
	日平均値の最高値 (ppm)	0.007	0.007	0.008	0.007	0.005	0.007	0.008	0.010	0.024	0.018	0.018	0.019
	NO ₂ /NO _x 月平均値 (%)	82.8	73.8	72.5	83.0	67.5	73.8	80.8	79.8	75.0	76.0	79.5	80.2
中部局 (三軒町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	31	29	29	31
	測定時間 (時間)	712	736	712	710	734	712	734	712	736	712	688	735
	月平均値 (ppm)	0.005	0.005	0.006	0.005	0.003	0.005	0.006	0.009	0.012	0.010	0.009	0.008
	1時間値の最高値 (ppm)	0.035	0.026	0.025	0.020	0.012	0.019	0.032	0.043	0.071	0.049	0.043	0.052
	日平均値の最高値 (ppm)	0.012	0.012	0.011	0.007	0.006	0.011	0.009	0.015	0.034	0.024	0.025	0.027
	NO ₂ /NO _x 月平均値 (%)	88.6	88.2	88.7	86.5	77.7	85.1	81.4	79.1	75.3	82.9	86.3	89.1
南部局 (竹元町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	29	30	31	30	31	31	29	29
	測定時間 (時間)	713	736	711	737	712	712	735	711	736	736	688	719
	月平均値 (ppm)	0.008	0.007	0.009	0.007	0.006	0.008	0.010	0.014	0.018	0.014	0.013	0.011
	1時間値の最高値 (ppm)	0.050	0.031	0.032	0.030	0.024	0.029	0.042	0.079	0.089	0.066	0.069	0.050
	日平均値の最高値 (ppm)	0.020	0.015	0.016	0.014	0.011	0.015	0.016	0.027	0.047	0.040	0.041	0.031
	NO ₂ /NO _x 月平均値 (%)	88.7	90.1	88.1	83.1	77.2	77.9	82.7	75.1	69.4	75.3	76.8	84.6
新田局 (花園町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	29	31	29	31
	測定時間 (時間)	712	736	710	711	735	712	734	711	704	736	684	736
	月平均値 (ppm)	0.013	0.011	0.014	0.010	0.007	0.014	0.019	0.026	0.029	0.021	0.020	0.019
	1時間値の最高値 (ppm)	0.055	0.045	0.065	0.049	0.031	0.058	0.062	0.100	0.102	0.117	0.084	0.087
	日平均値の最高値 (ppm)	0.031	0.021	0.025	0.028	0.020	0.028	0.030	0.050	0.059	0.056	0.041	0.043
	NO ₂ /NO _x 月平均値 (%)	87.6	87.5	82.2	79.7	62.5	67.1	75.0	65.7	64.3	72.4	77.3	82.9

表 1-6-13 窒素酸化物 経年変化

測定局	年度	有効	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	$\frac{NO_2}{NO_x}$
		測定日数 (日)					(時間)
北部局 (加納町)	R 1	363	8,651	0.012	0.091	0.034	80.6
	R 2	365	8,656	0.007	0.057	0.016	85.2
	R 3	363	8,642	0.005	0.036	0.011	84.0
	R 4	363	8,637	0.005	0.043	0.012	79.4
	R 5	364	8,663	0.005	0.041	0.014	77.4
中部局 (三軒町)	R 1	358	8,641	0.009	0.091	0.032	82.6
	R 2	357	8,557	0.008	0.112	0.022	83.4
	R 3	361	8,609	0.007	0.068	0.016	86.7
	R 4	361	8,607	0.007	0.075	0.018	85.3
	R 5	362	8,633	0.007	0.071	0.019	83.4
南部局 (竹元町)	R 1	362	8,630	0.014	0.122	0.047	74.1
	R 2	361	8,606	0.012	0.112	0.033	78.4
	R 3	361	8,617	0.011	0.082	0.029	81.8
	R 4	359	8,567	0.010	0.087	0.026	81.3
	R 5	362	8,646	0.011	0.089	0.031	79.2
新田局 (花園町)	R 1	-	-	-	-	-	-
	R 2	361	8,618	0.019	0.157	0.056	75.1
	R 3	356	8,522	0.018	0.125	0.051	76.1
	R 4	360	8,593	0.017	0.135	0.044	76.4
	R 5	362	8,621	0.017	0.117	0.045	74.2

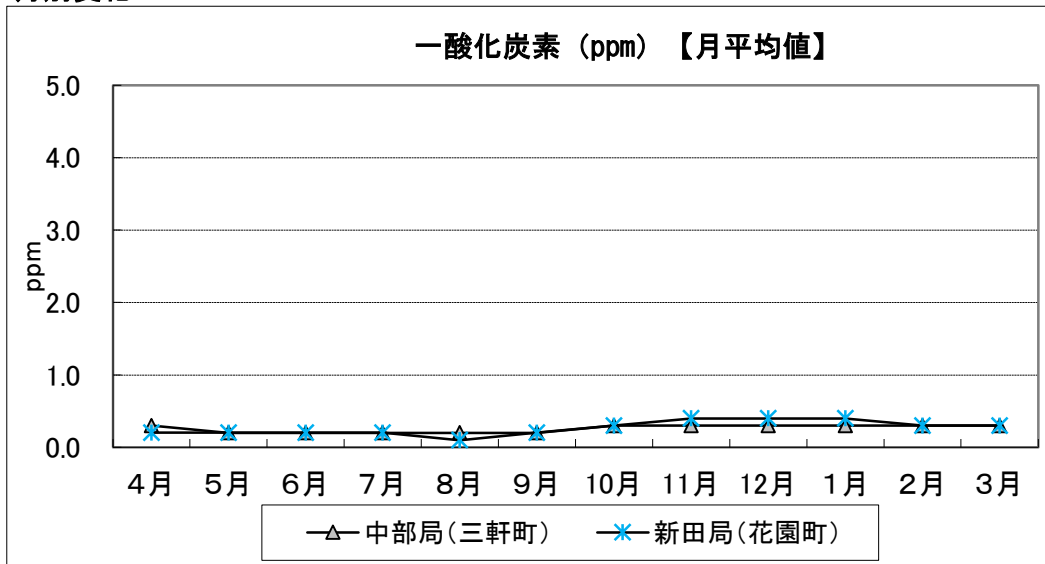
表 1-6-14 月別一酸化炭素測定結果

測定局	項目	R5										R6		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
中部局 (三軒町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	29	29	31
	測定時間 (時間)	711	736	715	731	739	715	739	716	740	712	692	740	
	月平均値 (ppm)	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	8時間値が20ppmを超えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.7	0.9	0.7	0.6	0.5	1.6	0.7	0.7	1.3	0.9	0.7	1.1	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	
	1時間値が30ppm以上の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新田局 (花園町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	27	31	
	測定時間 (時間)	715	739	715	733	739	716	738	716	740	740	665	740	
	月平均値 (ppm)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	
	8時間値が20ppmを超えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.8	0.8	0.8	0.5	0.4	0.7	0.9	0.9	0.7	0.9	0.6	0.9	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	
	1時間値が30ppm以上の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定局	年度	有効測定日数 〔日〕	測定時間 〔時間〕	年平均値 〔ppm〕	環境基準との対比				1時間値の最高値 〔ppm〕	日平均値の2%除外値 〔ppm〕	環境基準の達成状況 〔達成○・非達成×〕
					8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合				
					〔回〕	〔%〕	〔日〕	〔%〕			
中部局 (三軒町)	R1	363	8,708	0.3	0	0.0	0	0.0	1.8	0.5	○
	R2	359	8,631	0.3	0	0.0	0	0.0	1.7	0.7	○
	R3	362	8,666	0.3	0	0.0	0	0.0	1.3	0.6	○
	R4	360	8,637	0.3	0	0.0	0	0.0	1.2	0.5	○
	R5	363	8,686	0.3	0	0.0	0	0.0	1.6	0.4	○
新田局 (花園町)	R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R2	363	8,667	0.3	0	0.0	0	0.0	2.3	0.5	○
	R3	352	8,434	0.3	0	0.0	0	0.0	2.1	0.4	○
	R4	361	8,652	0.3	0	0.0	0	0.0	1.9	0.5	○
	R5	363	8,696	0.3	0	0.0	0	0.0	0.9	0.5	○

表 1-6-15 一酸化炭素 経年変化

月別変化



経年変化

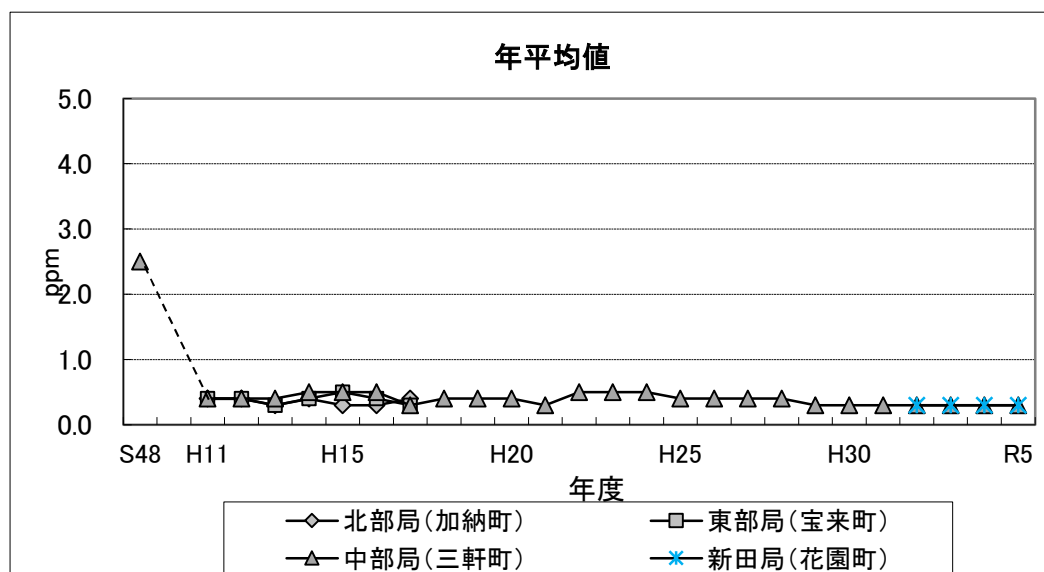
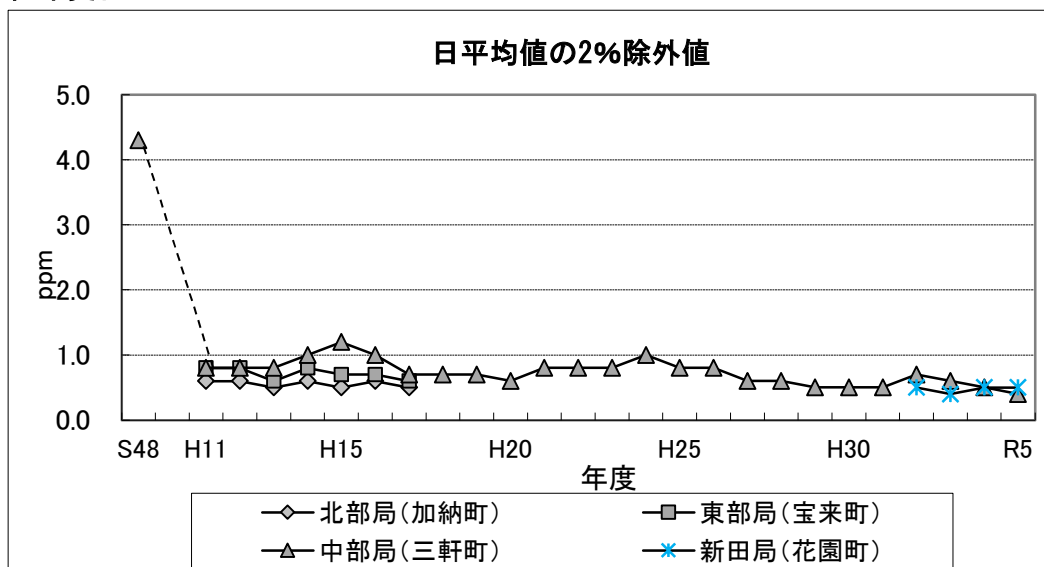


図 1-5 一酸化炭素の月別変化・経年変化

(7) 浮遊粒子状物質

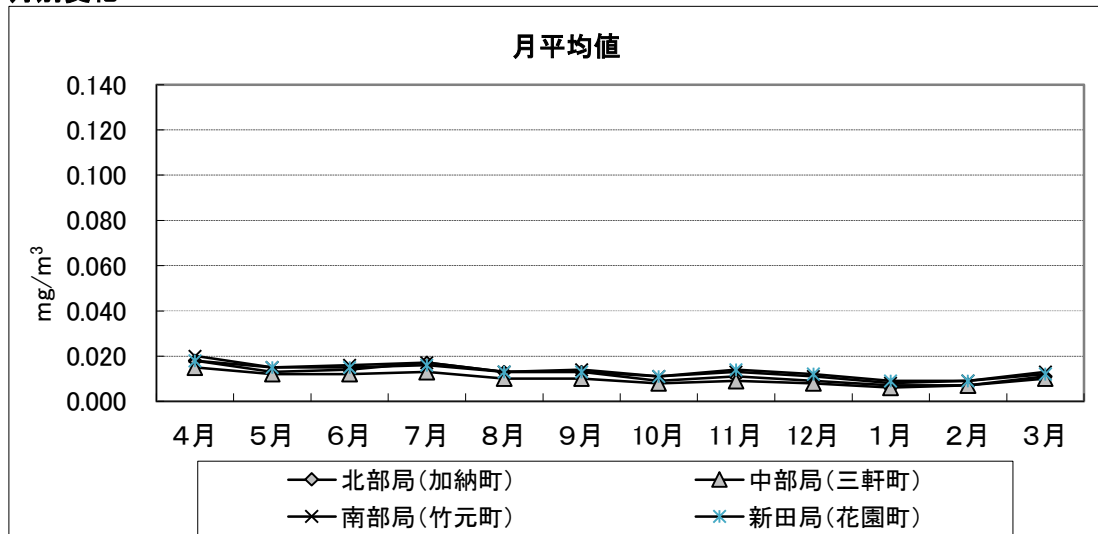
表 1-6-16 月別浮遊粒子状物質測定結果

測定局	項目	R5									R6		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北部局 (加納町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	29	31
	測定時間 (時間)	719	743	719	742	744	720	743	720	743	714	695	744
	月平均値 (mg/m ³)	0.018	0.013	0.014	0.017	0.013	0.013	0.009	0.011	0.009	0.007	0.007	0.011
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.087	0.047	0.043	0.093	0.050	0.045	0.055	0.058	0.035	0.060	0.043	0.039
	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.039	0.027	0.031	0.028	0.025	0.023	0.018	0.028	0.024	0.019	0.018	0.028
中部局 (三軒町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31
	測定時間 (時間)	719	743	718	739	743	716	741	719	743	743	667	743
	月平均値 (mg/m ³)	0.015	0.012	0.012	0.013	0.010	0.010	0.008	0.009	0.008	0.006	0.007	0.010
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.056	0.040	0.035	0.042	0.053	0.035	0.024	0.039	0.034	0.022	0.033	0.035
	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.027	0.024	0.026	0.021	0.022	0.017	0.015	0.025	0.017	0.014	0.016	0.024
南部局 (竹元町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	29	31
	測定時間 (時間)	719	744	719	743	744	719	743	719	743	713	695	744
	月平均値 (mg/m ³)	0.020	0.015	0.016	0.017	0.013	0.014	0.011	0.013	0.011	0.008	0.009	0.013
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.103	0.052	0.040	0.050	0.045	0.040	0.041	0.054	0.048	0.029	0.040	0.082
	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.050	0.034	0.029	0.027	0.028	0.023	0.018	0.034	0.028	0.018	0.020	0.030
新田局 (花園町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	29	31	29	31
	測定時間 (時間)	719	743	718	737	743	719	743	719	711	743	692	743
	月平均値 (mg/m ³)	0.018	0.015	0.015	0.016	0.013	0.013	0.011	0.014	0.012	0.009	0.009	0.012
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.061	0.042	0.046	0.061	0.063	0.074	0.030	0.071	0.048	0.026	0.036	0.033
	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.031	0.029	0.026	0.026	0.031	0.021	0.019	0.035	0.024	0.019	0.019	0.024

表 1-6-17 浮遊粒子状物質 経年変化

測定局	年度	有効測定日数 〔日〕	測定時間 〔時間〕	年平均値 〔mg/m ³ 〕	環境基準との対比				1時間値 の最高値 〔mg/m ³ 〕	日平均値 の2% 除外値 〔mg/m ³ 〕	日平均値が 0.10mg/m ³ を超え た日が2日以上連 続したことの有無 〔有×・無○〕	環境基準の 達成状況 〔達成○・非達成×〕
					1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた 時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた 日数とその割合					
					〔時間〕	〔%〕	〔日〕	〔%〕				
北部局 (加納町)	R1	364	8,749	0.015	0	0.0	0	0.0	0.189	0.045	○	○
	R2	362	8,715	0.014	0	0.0	0	0.0	0.149	0.041	○	○
	R3	363	8,720	0.012	0	0.0	0	0.0	0.067	0.025	○	○
	R4	365	8,746	0.013	0	0.0	0	0.0	0.092	0.028	○	○
	R5	364	8,746	0.012	0	0.0	0	0.0	0.093	0.028	○	○
中部局 (三軒町)	R1	360	8,680	0.014	0	0.0	0	0.0	0.123	0.038	○	○
	R2	356	8,628	0.012	0	0.0	0	0.0	0.093	0.030	○	○
	R3	362	8,694	0.011	0	0.0	0	0.0	0.109	0.024	○	○
	R4	360	8,701	0.010	0	0.0	0	0.0	0.052	0.021	○	○
	R5	364	8,734	0.010	0	0.0	0	0.0	0.056	0.024	○	○
南部局 (竹元町)	R1	366	8,771	0.015	0	0.0	0	0.0	0.108	0.048	○	○
	R2	363	8,721	0.014	0	0.0	0	0.0	0.146	0.033	○	○
	R3	363	8,718	0.012	0	0.0	0	0.0	0.150	0.025	○	○
	R4	359	8,675	0.012	0	0.0	0	0.0	0.089	0.025	○	○
	R5	364	8,745	0.013	0	0.0	0	0.0	0.103	0.031	○	○
新田局 (花園町)	R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R2	362	8,699	0.014	0	0.0	0	0.0	0.139	0.038	○	○
	R3	359	8,657	0.012	0	0.0	0	0.0	0.078	0.023	○	○
	R4	362	8,705	0.013	0	0.0	0	0.0	0.084	0.027	○	○
	R5	363	8,730	0.013	0	0.0	0	0.0	0.074	0.027	○	○

月別変化



経年変化

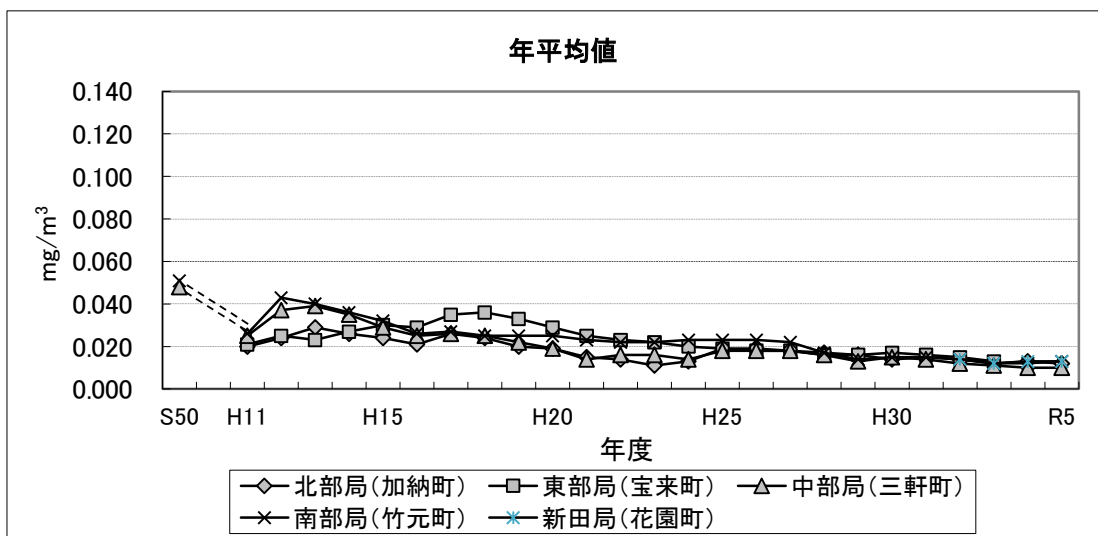
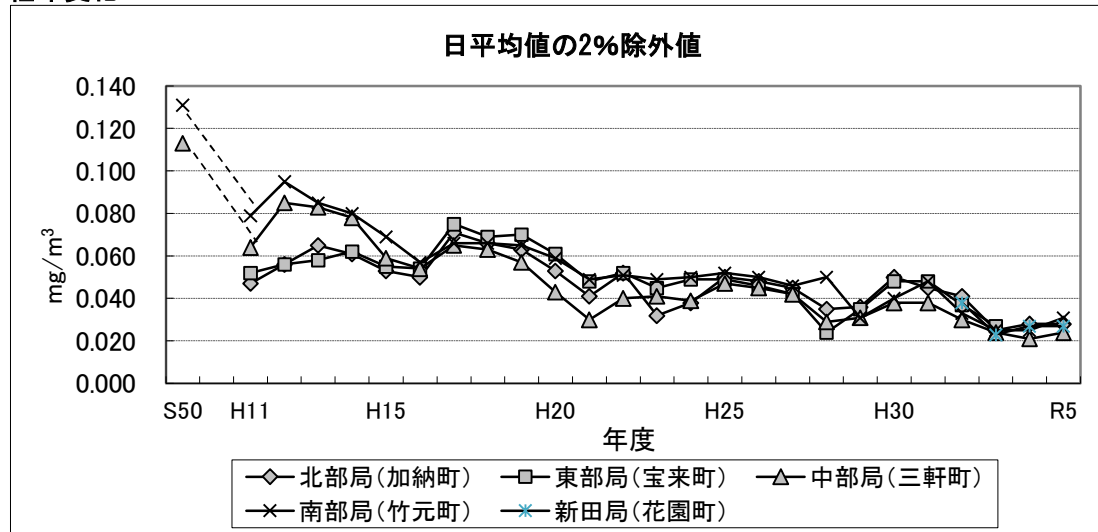


図1-6 浮遊粒子状物質の月別変化・経年変化

(8) 光化学オキシダント

表 1-6-18 月別光化学オキシダント測定結果

測定局	項目	R5									R6		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北部局 (加納町)	昼間測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31
	昼間測定時間 (時間)	446	460	446	458	462	446	459	446	461	440	430	461
	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.045	0.045	0.037	0.036	0.019	0.026	0.031	0.028	0.024	0.026	0.030	0.039
	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数 (日)	12	16	12	15	5	7	3	3	0	0	0	5
	(時間)	61	80	52	57	10	18	9	13	0	0	0	34
	昼間の1時間値が0.12ppm※ 以上の日数と時間数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.075	0.113	0.095	0.119	0.080	0.087	0.068	0.086	0.049	0.047	0.051	0.075	
昼間の日最高1時間値の月間平均値 (ppm)	0.058	0.060	0.056	0.062	0.034	0.047	0.048	0.044	0.037	0.037	0.041	0.050	
東部局 (宝来町)	昼間測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31
	昼間測定時間 (時間)	446	462	445	459	456	446	461	444	461	443	430	461
	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.044	0.042	0.036	0.035	0.019	0.026	0.031	0.028	0.024	0.028	0.031	0.040
	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数 (日)	9	12	11	12	2	5	3	3	0	0	0	5
	(時間)	40	52	41	54	8	17	7	12	0	0	0	33
	昼間の1時間値が0.12ppm※ 以上の日数と時間数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.069	0.098	0.081	0.112	0.080	0.093	0.072	0.084	0.048	0.048	0.053	0.075	
昼間の日最高1時間値の月間平均値 (ppm)	0.056	0.056	0.053	0.059	0.031	0.046	0.047	0.044	0.036	0.037	0.041	0.050	
中部局 (三軒町)	昼間測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31
	昼間測定時間 (時間)	446	461	446	455	460	445	460	446	461	441	431	461
	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.047	0.046	0.042	0.042	0.026	0.033	0.034	0.029	0.024	0.027	0.031	0.039
	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数 (日)	12	16	18	21	6	16	5	4	0	0	0	5
	(時間)	65	96	87	104	32	56	17	20	0	0	0	31
	昼間の1時間値が0.12ppm※ 以上の日数と時間数 (日)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.076	0.107	0.101	0.134	0.092	0.101	0.075	0.089	0.048	0.047	0.053	0.074	
昼間の日最高1時間値の月間平均値 (ppm)	0.059	0.061	0.061	0.071	0.042	0.056	0.051	0.044	0.037	0.037	0.042	0.049	

※愛知県は、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱に基づき、オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められた場合、注意報を発令します。

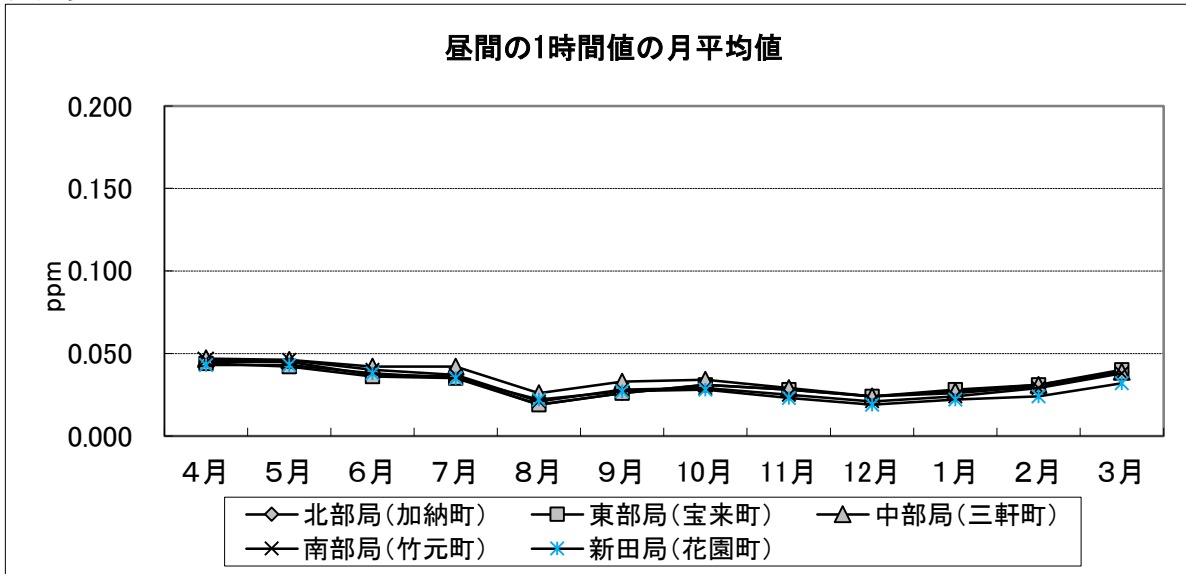
測定局	項 目	R5									R6		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
南部局 (竹元町)	昼間測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31
	昼間測定時間 (時間)	446	461	446	459	460	446	460	444	461	443	431	460
	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.046	0.046	0.040	0.037	0.021	0.028	0.029	0.025	0.021	0.024	0.029	0.038
	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数 (日)	11	14	15	13	3	6	1	3	0	0	0	5
	(時間)	51	90	76	46	12	19	4	11	0	0	0	27
	昼間の1時間値が0.12ppm※ 以上の日数と時間数 (日)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.075	0.103	0.093	0.121	0.085	0.091	0.067	0.080	0.047	0.045	0.051	0.072	
昼間の日最高1時間値の月間平均値 (ppm)	0.058	0.061	0.058	0.060	0.034	0.046	0.047	0.041	0.035	0.035	0.040	0.049	
新田局 (花園町)	昼間測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31
	昼間測定時間 (時間)	446	461	445	455	460	446	460	446	461	441	428	461
	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.043	0.043	0.038	0.035	0.022	0.027	0.028	0.023	0.019	0.022	0.024	0.032
	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数 (日)	10	15	14	13	6	8	2	2	0	0	0	4
	(時間)	56	78	63	47	18	21	8	10	0	0	0	20
	昼間の1時間値が0.12ppm※ 以上の日数と時間数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.073	0.100	0.097	0.119	0.086	0.095	0.072	0.078	0.049	0.046	0.047	0.072	
昼間の日最高1時間値の月間平均値 (ppm)	0.057	0.059	0.057	0.060	0.035	0.048	0.045	0.040	0.034	0.034	0.036	0.045	

※愛知県は、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱に基づき、オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められた場合、注意報を発令します。

表1-6-19 光化学オキシダント 経年変化

測定局	年度	昼間 測定日 数	昼間 測定時 間	昼間 年平均 値	環境基準との対比								昼間の 1時間値 の最高値	環境基準の 達成状況
					昼間の1時間値が0.06ppmを 越えた時間数及び 日数とその割合				昼間の1時間値が0.12ppm 以上となった時間数及び 日数とその割合					
					[時間]	[%]	[日]	[%]	[時間]	[%]	[日]	[%]		
北部局 (加納町)	R1	366	5,409	0.033	449	8.3	90	24.6	2	0.0	2	0.5	0.130	×
	R2	365	5,397	0.032	353	6.5	77	21.1	0	0.0	0	0.0	0.117	×
	R3	365	5,397	0.033	285	5.3	71	19.5	0	0.0	0	0.0	0.108	×
	R4	365	5,395	0.031	301	5.6	71	19.5	0	0.0	0	0.0	0.095	×
	R5	366	5,415	0.032	334	6.2	78	21.3	0	0.0	0	0.0	0.119	×
東部局 (宝来町)	R1	366	5,415	0.034	485	9.0	95	26.0	1	0.0	1	0.3	0.130	×
	R2	362	5,326	0.033	429	8.1	79	21.8	0	0.0	0	0.0	0.099	×
	R3	360	5,326	0.034	330	6.2	73	20.3	0	0.0	0	0.0	0.109	×
	R4	365	5,392	0.031	237	4.4	60	16.4	0	0.0	0	0.0	0.088	×
	R5	366	5,414	0.032	264	4.9	62	16.9	0	0.0	0	0.0	0.112	×
中部局 (三軒町)	R1	359	5,288	0.034	483	9.1	95	26.5	2	0.0	1	0.3	0.133	×
	R2	365	5,369	0.033	401	7.5	78	21.4	0	0.0	0	0.0	0.109	×
	R3	365	5,398	0.035	421	7.8	85	23.3	0	0.0	0	0.0	0.114	×
	R4	365	5,399	0.035	479	8.9	97	26.6	0	0.0	0	0.0	0.104	×
	R5	366	5,413	0.035	508	9.4	103	28.1	1	0.0	1	0.3	0.134	×
南部局 (竹元町)	R1	366	5,416	0.032	397	7.3	82	22.4	2	0.0	1	0.3	0.135	×
	R2	361	5,335	0.033	381	7.1	79	21.9	0	0.0	0	0.0	0.102	×
	R3	365	5,402	0.033	340	6.3	75	20.5	0	0.0	0	0.0	0.106	×
	R4	363	5,372	0.032	338	6.3	72	19.8	0	0.0	0	0.0	0.094	×
	R5	366	5,417	0.032	336	6.2	71	19.4	1	0.0	1	0.3	0.121	×
新田局 (花園町)	R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R2	365	5,393	0.030	336	6.2	64	17.5	0	0.0	0	0.0	0.103	×
	R3	364	5,361	0.032	357	6.7	77	21.2	0	0.0	0	0.0	0.107	×
	R4	365	5,395	0.030	361	6.7	77	21.1	0	0.0	0	0.0	0.096	×
	R5	366	5,410	0.030	321	5.9	74	20.2	0	0.0	0	0.0	0.119	×

月別変化



経年変化

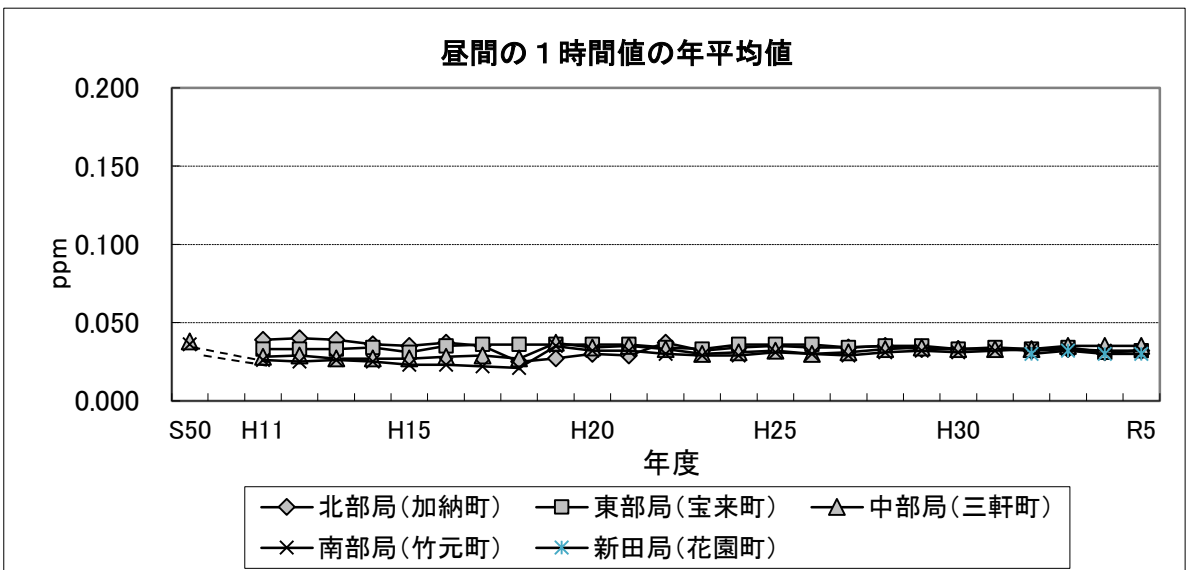
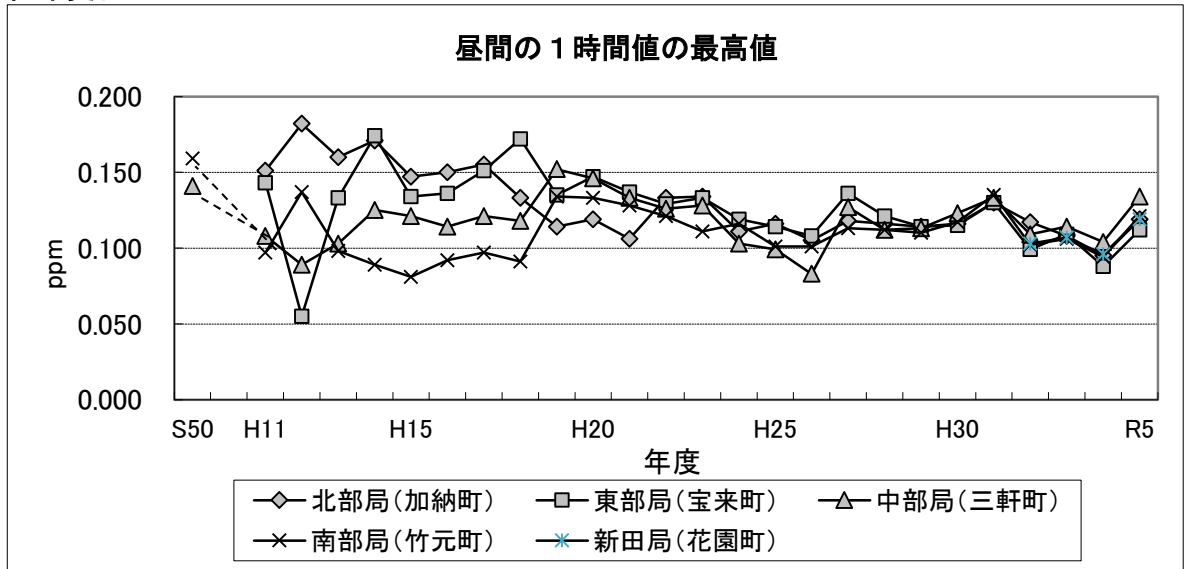


図 1-7 光化学オキシダントの月別変化・経年変化

(9) 微小粒子状物質

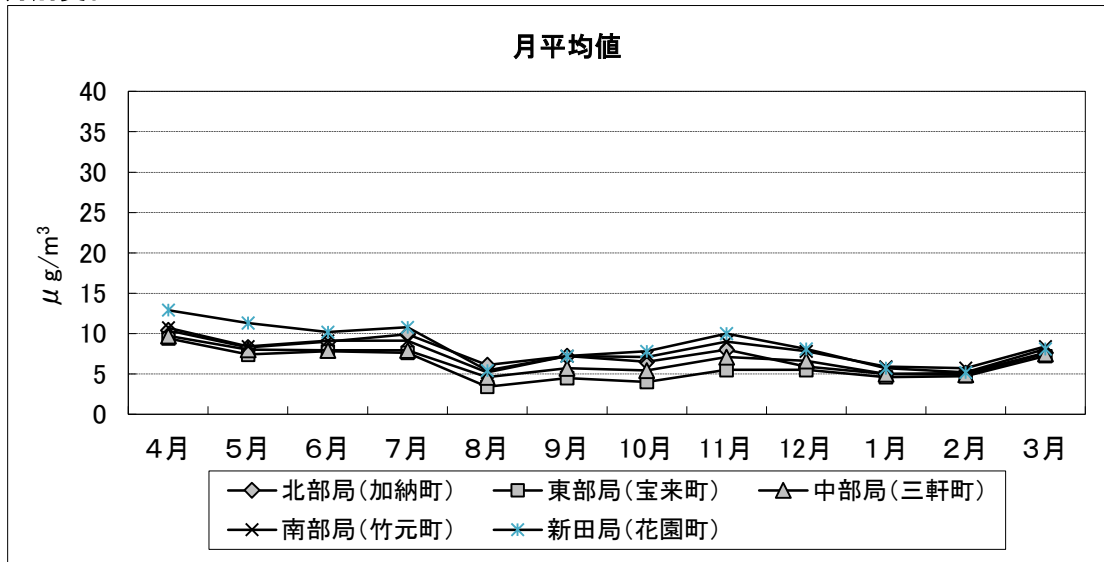
表 1-6-20 月別 微小粒子状物質測定結果

測定局	項目	R5										R6		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
北部局 (加納町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	30	30	31	30	31	29	29	31	
	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	10.4	8.3	9.0	9.9	6.1	7.2	6.5	8.0	5.9	5.0	5.1	7.6	
	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	17.4	19.9	20.3	17.5	13.3	13.3	13.3	23.1	14.7	19.5	15.5	20.6	
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東部局 (宝来町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	30	31	29	31	
	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	9.4	7.4	7.8	7.6	3.4	4.5	4.0	5.5	5.5	4.6	4.7	7.2	
	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	17.5	20.9	19.2	16.5	10.3	12.0	11.2	23.8	11.3	11.7	13.6	18.1	
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部局 (三軒町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	29	31	
	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	9.7	8.0	7.9	7.9	4.6	5.7	5.4	7.1	6.6	5.0	4.9	7.5	
	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	18.3	19.7	17.4	18.0	12.6	12.5	13.0	23.2	13.7	13.6	14.3	18.3	
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
南部局 (竹元町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	28	30	31	31	29	29	
	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	10.7	8.4	9.1	9.1	5.2	7.2	7.1	9.0	7.8	5.9	5.7	8.4	
	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	17.9	20.6	18.5	17.6	12.8	13.3	13.6	25.9	15.1	15.1	15.7	18.4	
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新田局 (花園町)	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	30	30	31	30	29	31	29	31	
	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	12.9	11.3	10.2	10.8	5.4	7.2	7.8	10.0	8.1	5.7	5.2	8.1	
	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	22.9	24.9	19.0	21.6	13.6	15.9	14.1	30.9	20.1	16.8	16.0	19.5	
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

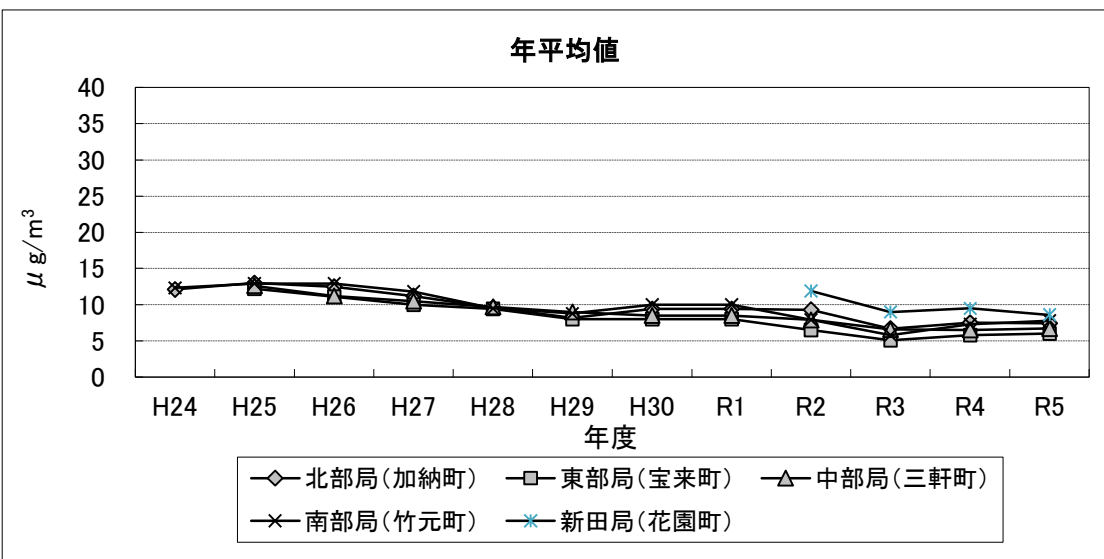
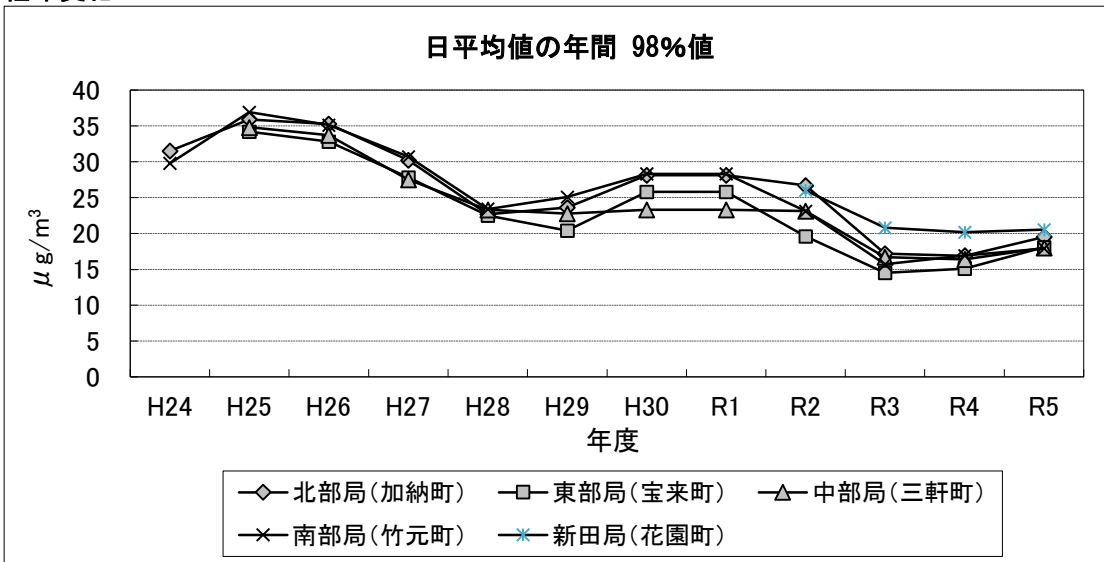
測定局	年度	有効測定日数 〔日〕	年平均値 〔 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 〕	環境基準との対比		日平均値 の年間98%値 〔 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 〕	環境基準の 達成状況 〔達成○・非達成×〕
				日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合 〔日〕	〔%〕		
北部局 (加納町)	R1	357	9.0	1	0.3	27.2	○
	R2	362	9.3	3	0.8	26.7	○
	R3	362	6.7	0	0.0	17.2	○
	R4	360	7.5	0	0.0	16.9	○
	R5	363	7.4	0	0.0	19.5	○
東部局 (宝来町)	R1	361	6.8	0	0.0	26.0	○
	R2	353	6.5	0	0.0	19.6	○
	R3	362	5.1	0	0.0	14.5	○
	R4	362	5.8	0	0.0	15.1	○
	R5	364	6.0	0	0.0	18.1	○
中部局 (三軒町)	R1	363	8.1	0	0.0	27.3	○
	R2	358	7.9	0	0.0	23.1	○
	R3	362	6.6	0	0.0	16.7	○
	R4	362	6.5	0	0.0	16.4	○
	R5	365	6.7	0	0.0	18.0	○
南部局 (竹元町)	R1	361	8.4	0	0.0	24.1	○
	R2	362	7.9	0	0.0	23.1	○
	R3	362	5.8	0	0.0	15.7	○
	R4	364	7.3	0	0.0	16.9	○
	R5	361	7.8	0	0.0	17.9	○
新田局 (花園町)	R1	-	-	-	-	-	-
	R2	360	11.9	2	0.6	26.0	○
	R3	359	9.0	0	0.0	20.8	○
	R4	362	9.5	0	0.0	20.2	○
	R5	363	8.6	0	0.0	20.5	○

表 1-6-21 微小粒子状物質

月別変化



経年変化



※平成24年度の東部局と中部局は、年間有効測定日数が250日未満のためグラフに表示していません。

図 1-8 微小粒子状物質の月別変化・経年変化

(10) 非メタン炭化水素

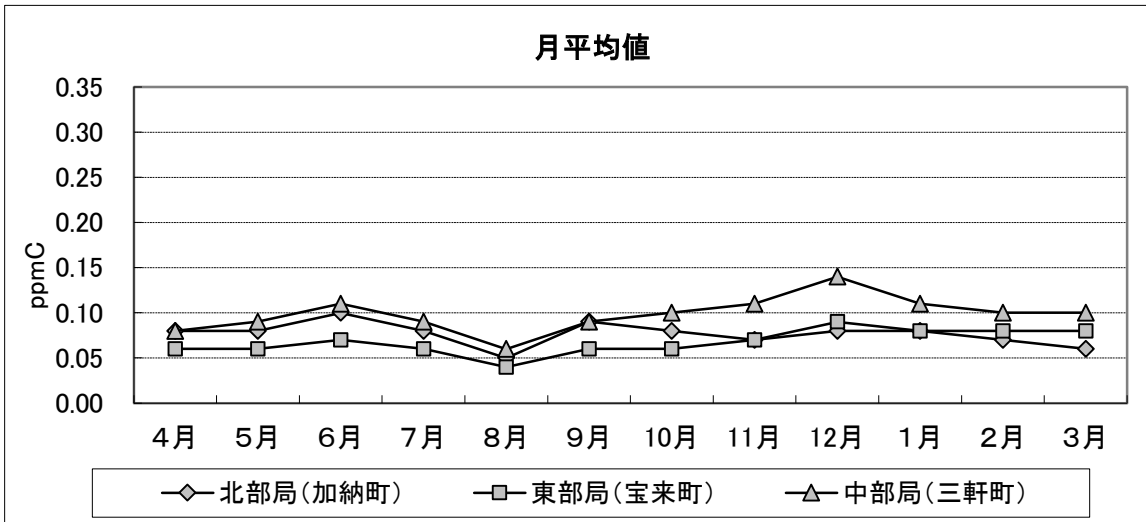
表 1-6-22 月別非メタン炭化水素測定結果

測定局	項 目	R5									R6		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北部局 (加納町)	測定時間 (時間)	714	730	716	731	740	715	739	715	739	686	691	738
	月平均値 (ppmC)	0.08	0.08	0.10	0.08	0.05	0.09	0.08	0.07	0.08	0.08	0.07	0.06
	6～9時における月平均値 (ppmC)	0.07	0.08	0.11	0.10	0.06	0.09	0.08	0.07	0.08	0.08	0.07	0.06
	6～9時における測定日数 (日)	29	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31
	6～9時最高値 (ppmC)	0.14	0.15	0.19	0.19	0.12	0.16	0.12	0.11	0.19	0.18	0.16	0.17
	3時間平均値最低値 (ppmC)	0.01	0.02	0.06	0.03	0.01	0.06	0.04	0.02	0.02	0.04	0.02	0.01
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東部局 (宝来町)	測定時間 (時間)	713	736	710	737	732	714	738	712	739	712	690	736
	月平均値 (ppmC)	0.06	0.06	0.07	0.06	0.04	0.06	0.06	0.07	0.09	0.08	0.08	0.08
	6～9時における月平均値 (ppmC)	0.06	0.06	0.07	0.06	0.05	0.06	0.06	0.08	0.10	0.09	0.08	0.09
	6～9時における測定日数 (日)	29	31	28	29	29	29	30	29	30	30	28	29
	6～9時最高値 (ppmC)	0.13	0.13	0.10	0.11	0.08	0.12	0.10	0.13	0.28	0.14	0.14	0.30
	3時間平均値最低値 (ppmC)	0.03	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.04	0.05	0.02	0.03
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部局 (三軒町)	測定時間 (時間)	689	737	712	736	740	711	739	716	740	710	692	740
	月平均値 (ppmC)	0.08	0.09	0.11	0.09	0.06	0.09	0.10	0.11	0.14	0.11	0.10	0.10
	6～9時における月平均値 (ppmC)	0.08	0.10	0.10	0.09	0.06	0.09	0.09	0.11	0.15	0.11	0.12	0.10
	6～9時における測定日数 (日)	30	30	29	30	31	28	31	30	31	30	29	31
	6～9時最高値 (ppmC)	0.13	0.35	0.15	0.20	0.11	0.20	0.18	0.24	0.40	0.33	0.24	0.30
	3時間平均値最低値 (ppmC)	0.02	0.02	0.05	0.03	0.01	0.04	0.04	0.02	0.06	0.02	0.05	0.04
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数 (日)	0	1	0	0	0	0	0	2	4	2	1	1
6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数 (日)	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	

測定局	年度	測定時間 〔時間〕	年平均値 〔ppmC〕	6～9時 における 年平均値 〔ppmC〕	6～9時 測定日数 〔日〕	6～9時 3時間平均値		6～9時 3時間 平均値が0.20ppmCを 超えた日数とその割合		6～9時 3時間 平均値が0.31ppmCを 超えた日数とその割合	
						最高値 〔ppmC〕	最低値 〔ppmC〕	〔日〕	〔%〕	〔日〕	〔%〕
北部局 (加納町)	R1	7,921	0.05	0.05	341	0.20	0.00	0	0.0	0	0.0
	R2	7,828	0.06	0.06	339	0.19	0.00	0	0.0	0	0.0
	R3	8,310	0.05	0.06	358	0.17	0.00	0	0.0	0	0.0
	R4	8,384	0.05	0.05	355	0.18	0.00	0	0.0	0	0.0
	R5	8,654	0.08	0.08	362	0.19	0.01	0	0.0	0	0.0
東部局 (宝来町)	R1	7,436	0.07	0.07	322	0.23	0.00	2	0.6	0	0.0
	R2	8,199	0.06	0.06	357	0.22	0.00	1	0.3	0	0.0
	R3	8,436	0.05	0.05	355	0.15	0.00	0	0.0	0	0.0
	R4	8,635	0.07	0.08	351	0.15	0.01	0	0.0	0	0.0
	R5	8,669	0.07	0.07	351	0.30	0.02	2	0.6	0	0.0
中部局 (三軒町)	R1	7,045	0.09	0.09	302	0.32	0.00	19	6.3	2	0.7
	R2	7,028	0.10	0.11	298	0.42	0.01	22	7.4	4	1.3
	R3	8,278	0.11	0.11	359	0.41	0.00	19	5.3	1	0.3
	R4	8,325	0.11	0.11	359	0.40	0.00	11	3.1	3	0.8
	R5	8,662	0.10	0.10	360	0.40	0.01	11	3.1	3	0.8

表1-6-23 非メタン炭化水素 経年変化

月別変化



経年変化

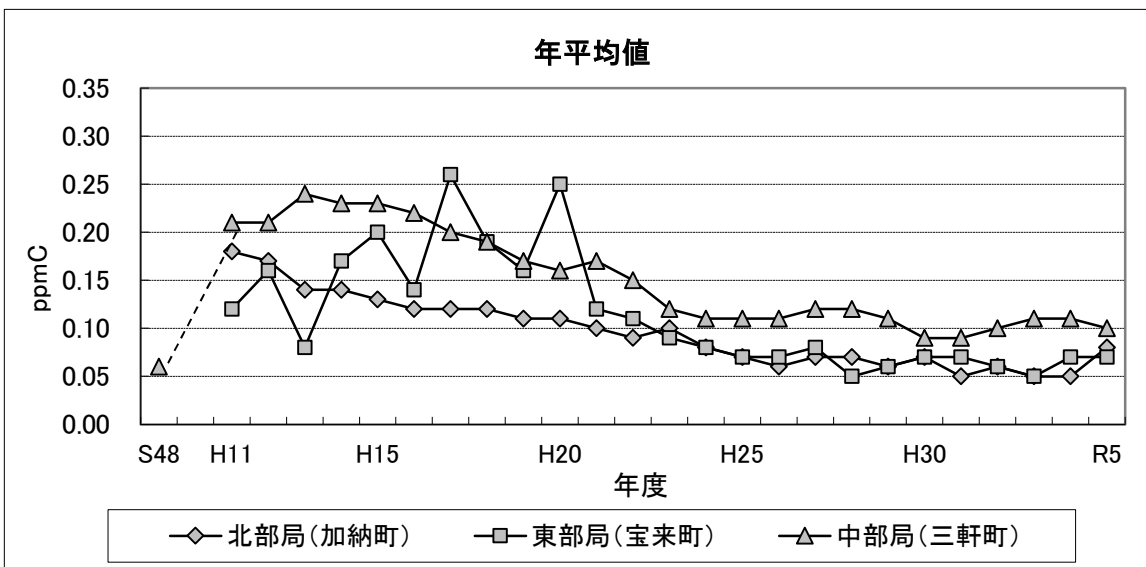
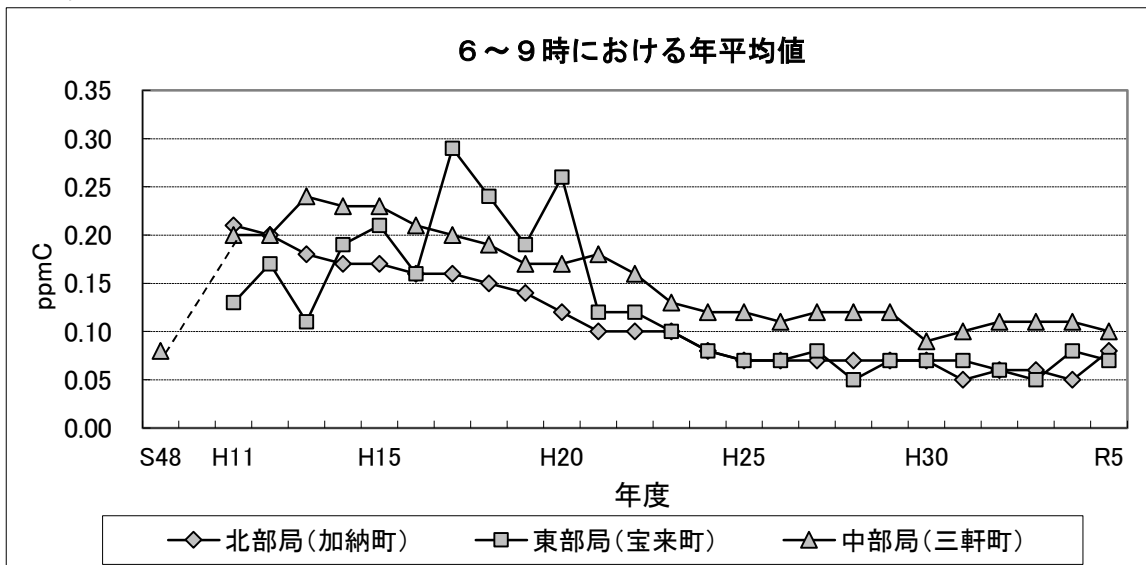


図 1-9 非メタン系炭化水素の月別変化・経年変化

表1-6-24 月別メタン測定結果

測定局	項目	R5									R6			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
北部局 (加納町)	測定時間 (時間)	714	730	716	731	740	715	739	715	739	686	691	738	
	月平均値 (ppmC)	1.98	1.98	2.01	1.97	1.93	1.96	2.00	2.00	2.02	2.03	2.02	2.02	
	6～9時における月平均値 (ppmC)	1.98	1.98	2.00	1.97	1.93	1.97	2.01	2.01	2.03	2.03	2.03	2.03	
	6～9時における測定日数 (日)	29	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31	
	6～9時 3時間平均値	最高値 (ppmC)	2.00	2.04	2.10	2.16	2.00	2.04	2.05	2.09	2.08	2.13	2.10	2.13
		最低値 (ppmC)	1.94	1.94	1.91	1.90	1.87	1.90	1.97	1.96	1.99	2.00	1.99	1.97
東部局 (宝来町)	測定時間 (時間)	713	736	710	737	732	714	738	712	739	712	690	736	
	月平均値 (ppmC)	2.00	1.99	2.00	1.96	1.92	1.96	2.02	2.03	2.05	2.04	2.04	2.07	
	6～9時における月平均値 (ppmC)	2.02	2.00	2.01	1.97	1.92	1.97	2.04	2.05	2.07	2.06	2.06	2.10	
	6～9時における測定日数 (日)	29	31	28	29	29	29	30	29	30	30	28	29	
	6～9時 3時間平均値	最高値 (ppmC)	2.11	2.09	2.13	2.08	2.02	2.07	2.09	2.11	2.15	2.10	2.11	2.20
		最低値 (ppmC)	1.94	1.91	1.91	1.88	1.84	1.89	1.98	1.94	2.00	2.01	1.99	1.96
中部局 (三軒町)	測定時間 (時間)	689	737	712	736	740	711	739	716	740	710	692	740	
	月平均値 (ppmC)	2.01	2.01	2.01	1.96	1.92	1.97	2.02	2.04	2.05	2.07	2.05	2.04	
	6～9時における月平均値 (ppmC)	2.02	2.02	2.01	1.97	1.92	1.98	2.04	2.06	2.07	2.07	2.06	2.05	
	6～9時における測定日数 (日)	30	30	29	30	31	28	31	30	31	30	29	31	
	6～9時 3時間平均値	最高値 (ppmC)	2.05	2.10	2.09	2.16	2.01	2.08	2.10	2.09	2.16	2.16	2.11	2.11
		最低値 (ppmC)	1.97	1.95	1.94	1.88	1.87	1.92	1.99	1.98	2.00	2.04	2.00	1.97

表 1-6-25 メタン測定 経年変化

測定局	年度	測定時間 〔時間〕	年平均値 〔ppmC〕	6～9時 における 年平均値 〔ppmC〕	6～9時 測定日数 〔日〕	6～9時 3時間平均値	
						最高値 〔ppmC〕	最低値 〔ppmC〕
北部局 (加納町)	R 1	7,921	1.94	1.94	341	2.14	1.81
	R 2	7,828	1.95	1.95	339	2.13	1.81
	R 3	8,310	1.96	1.97	358	2.09	1.82
	R 4	8,384	1.98	1.98	355	2.08	1.86
	R 5	8,654	1.99	2.00	362	2.16	1.87
東部局 (宝来町)	R 1	7,436	1.93	1.94	322	2.05	1.77
	R 2	8,199	1.94	1.95	357	2.07	1.78
	R 3	8,436	1.96	1.98	355	2.13	1.80
	R 4	8,635	1.96	1.97	351	2.36	1.76
	R 5	8,669	2.01	2.02	351	2.20	1.84
中部局 (三軒町)	R 1	7,045	1.93	1.94	302	2.11	1.79
	R 2	7,028	1.96	1.97	298	2.15	1.79
	R 3	8,278	2.00	2.02	359	2.17	1.84
	R 4	8,326	2.02	2.03	359	2.16	1.87
	R 5	8,662	2.01	2.02	360	2.16	1.87

表 1-6-26 月別全炭化水素測定結果

測定局	項目		R5									R6		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北部局 (加納町)	測定時間	(時間)	714	730	716	731	740	715	739	715	739	686	691	738
	月平均値	(ppmC)	2.06	2.06	2.11	2.06	1.98	2.05	2.08	2.07	2.10	2.10	2.08	2.08
	6～9時における月平均値	(ppmC)	2.05	2.06	2.11	2.07	1.99	2.06	2.09	2.08	2.11	2.11	2.09	2.09
	6～9時における測定日数	(日)	29	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31
	6～9時 3時間平均値	最高値 (ppmC)	2.11	2.18	2.29	2.34	2.06	2.15	2.16	2.18	2.27	2.27	2.27	2.30
	最低値 (ppmC)	1.97	1.98	1.99	1.96	1.90	1.96	2.04	1.98	2.03	2.05	2.03	2.01	
東部局 (宝来町)	測定時間	(時間)	713	736	710	737	732	714	738	712	739	712	690	736
	月平均値	(ppmC)	2.06	2.04	2.07	2.02	1.96	2.01	2.08	2.10	2.15	2.12	2.12	2.15
	6～9時における月平均値	(ppmC)	2.08	2.06	2.08	2.03	1.97	2.03	2.10	2.13	2.17	2.14	2.15	2.19
	6～9時における測定日数	(日)	29	31	28	29	29	29	30	29	30	30	28	29
	6～9時 3時間平均値	最高値 (ppmC)	2.24	2.22	2.22	2.19	2.09	2.16	2.18	2.23	2.37	2.24	2.24	2.46
	最低値 (ppmC)	1.96	1.94	1.96	1.90	1.87	1.94	2.01	1.97	2.06	2.07	2.01	1.99	
中部局 (三軒町)	測定時間	(時間)	689	737	712	736	740	711	739	716	740	710	692	740
	月平均値	(ppmC)	2.09	2.10	2.12	2.05	1.98	2.06	2.12	2.15	2.19	2.17	2.15	2.14
	6～9時における月平均値	(ppmC)	2.09	2.12	2.11	2.06	1.98	2.07	2.13	2.17	2.22	2.19	2.18	2.15
	6～9時における測定日数	(日)	30	30	29	30	31	28	31	30	31	30	29	31
	6～9時 3時間平均値	最高値 (ppmC)	2.16	2.44	2.24	2.35	2.12	2.27	2.23	2.33	2.54	2.43	2.35	2.40
	最低値 (ppmC)	2.01	2.00	2.00	1.93	1.91	1.96	2.06	2.00	2.09	2.08	2.05	2.03	

表 1-6-27 全炭化水素 経年変化

測定局	年度	測定時間 〔時間〕	年平均値 〔ppmC〕	6～9時 における 年平均値 〔ppmC〕	6～9時 測定日数 〔日〕	6～9時 3時間平均値	
						最高値 〔ppmC〕	最低値 〔ppmC〕
北部局 (加納町)	R 1	7,921	1.99	1.99	341	2.34	1.82
	R 2	7,828	2.00	2.01	339	2.26	1.82
	R 3	8,310	2.01	2.02	358	2.21	1.82
	R 4	8,384	2.02	2.03	355	2.24	1.88
	R 5	8,654	2.07	2.08	362	2.34	1.90
東部局 (宝来町)	R 1	7,436	1.99	2.01	322	2.23	1.78
	R 2	8,199	2.00	2.01	357	2.23	1.79
	R 3	8,436	2.01	2.03	355	2.29	1.80
	R 4	8,635	2.03	2.05	351	2.43	1.78
	R 5	8,669	2.07	2.09	351	2.46	1.87
中部局 (三軒町)	R 1	7,045	2.02	2.03	302	2.36	1.81
	R 2	7,028	2.07	2.08	298	2.56	1.81
	R 3	8,278	2.11	2.13	359	2.51	1.88
	R 4	8,325	2.13	2.14	359	2.46	1.93
	R 5	8,662	2.11	2.12	360	2.54	1.91

3 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析調査

【根 拠】

- ・大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について
- ・微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン

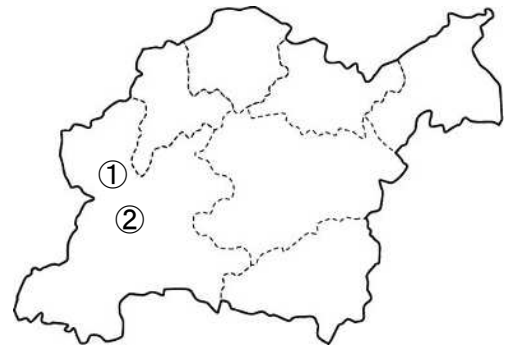
【調査概要】

市内 2 か所の大気測定局に測定機器を設置し、四半期ごとに質量濃度及び成分の分析調査を行い、PM2.5 対策の基礎資料として利用しています。

(1) 測定地点

成分分析調査：市内 2 か所

測定局名	所在地
①北部局（加納町）	豊田市加納町西股 75 （加納小学校）
②中部局（三軒町）	豊田市三軒町 6-23-5 （衣丘小学校）



(2) 測定期間

- 春：令和 5 年 5 月 11 日（木）～ 5 月 25 日（木）
- 夏：令和 5 年 7 月 20 日（木）～ 8 月 3 日（木）
- 秋：令和 5 年 10 月 19 日（木）～ 11 月 2 日（木）
- 冬：令和 6 年 1 月 18 日（木）～ 2 月 1 日（木）

※中部局（三軒町）において 10 月 24, 25 日は試料採集量不十分により欠測

(3) 測定項目及び測定方法

表 1-7-1 測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法*
微小粒子状物質 (PM2.5) 質量濃度	フィルター捕集-質量法 (標準測定法)
イオン成分 SO ₄ ²⁻ 、NO ₃ ⁻ 、Cl ⁻ 、Na ⁺ 、K ⁺ 、Ca ²⁺ 、 Mg ²⁺ 、NH ₄ ⁺	イオンクロマトグラフ法
炭素成分 OC (OC1、OC2、OC3、OC4)、 EC (EC1、EC2、EC3)、 OCpyro	サーマルオプティカル・ リフレクタンス法
無機元素成分 Na、Al、Si、K、Ca、Sc、Ti、V、 Cr、Mn、Fe、Co、Ni、Cu、Zn、 As、Se、Rb、Mo、Sb、Cs、Ba、 La、Ce、Sm、Hf、W、Ta、Th、 Pb	誘導結合プラズマ質量分析法 又は誘導結合プラズマ発光分析法

※ 成分分析調査の大気中微小粒子状物質 (PM2.5) 成分測定マニュアル
(令和元年5月環境省) による。

【調査結果の概要】

- ・測定期間中の微小粒子状物質（PM2.5）の質量濃度平均値は図1-10-1のとおりで、北部局（加納町）と中部局（三軒町）でほぼ同様の結果となりました。

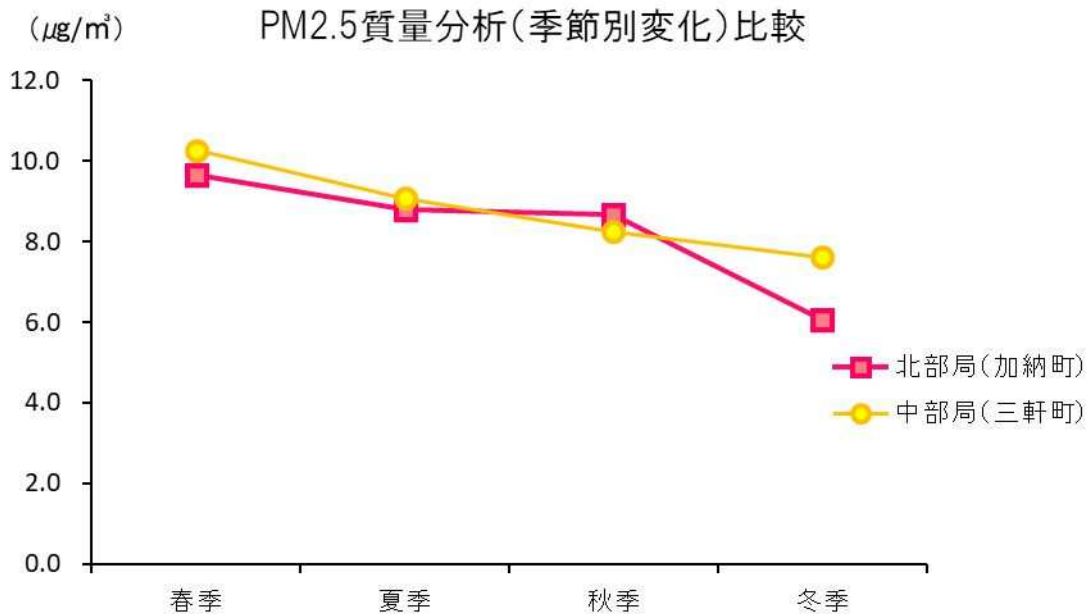
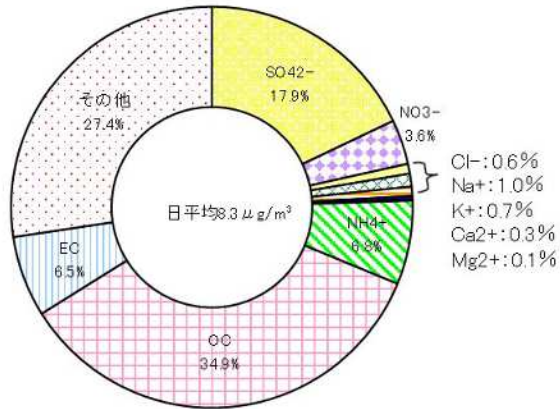


図1-10-1 微小粒子状物質（PM2.5）質量濃度調査結果

- ・微小粒子状物質（PM2.5）の主な成分は、有機炭素（OC）、硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）、アンモニウムイオン（ NH_4^+ ）、元素状炭素（EC）及び硝酸イオン（ NO_3^- ）であり、愛知県の結果と同様の主成分でした。

R5年度北部局（加納町）年平均



R5年度中部局（三軒町）年平均

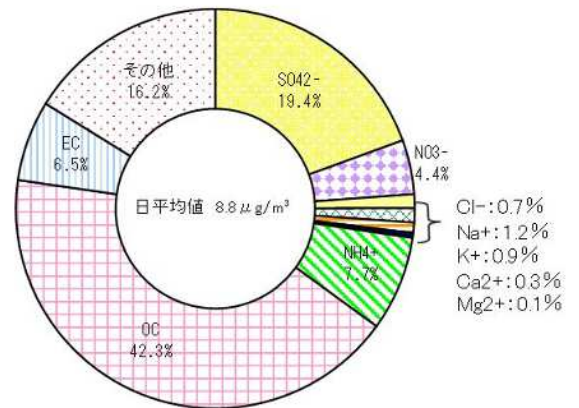


図1-10-2 各局の微小粒子状物質（PM2.5）成分分析 主要成分の割合

R4年度 愛知県年平均

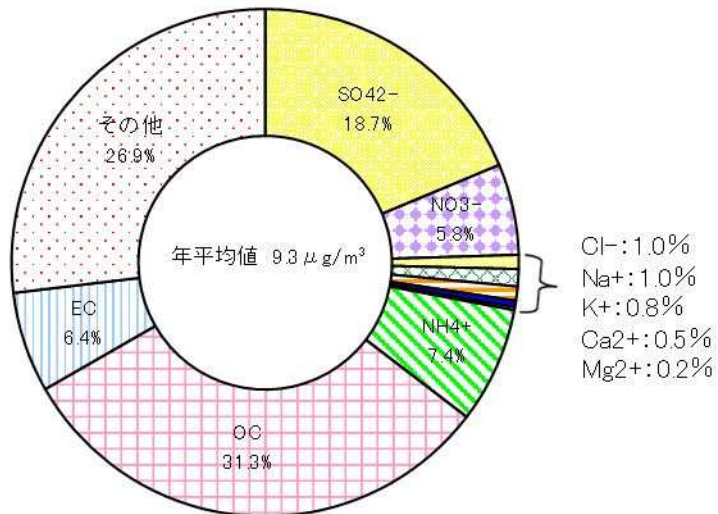
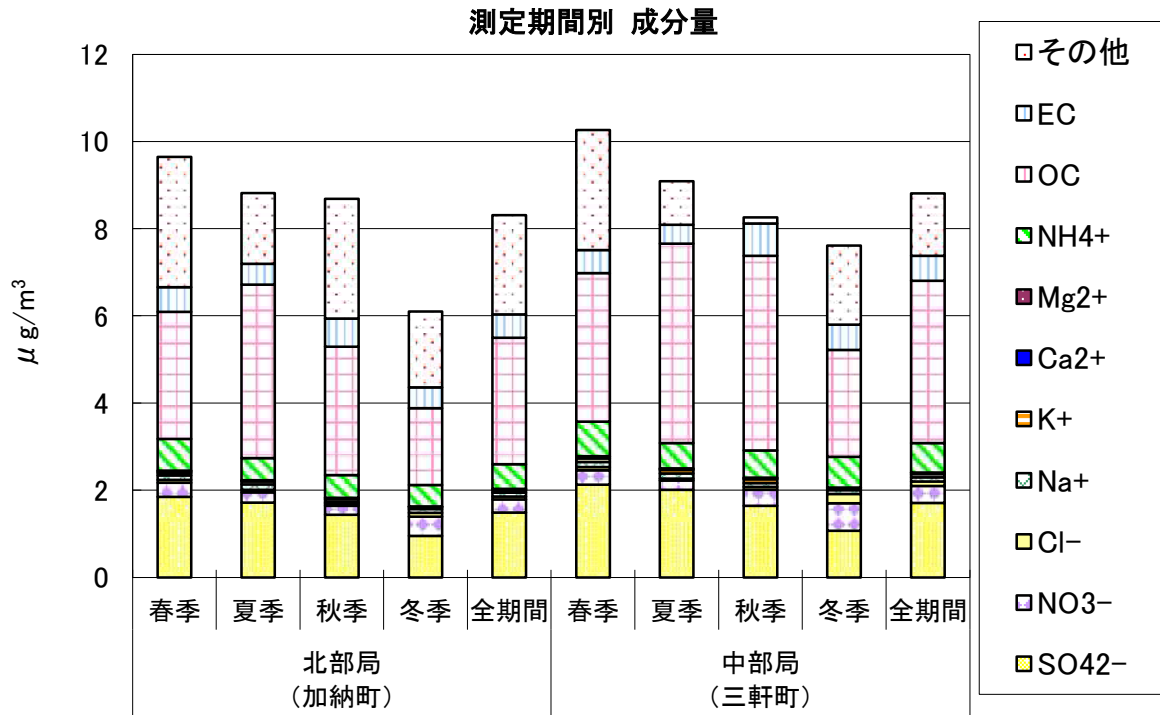


図1-10-3 （参考）愛知県の微小粒子状物質成分分析（PM2.5） 主要成分の割合

成分量



成分割合

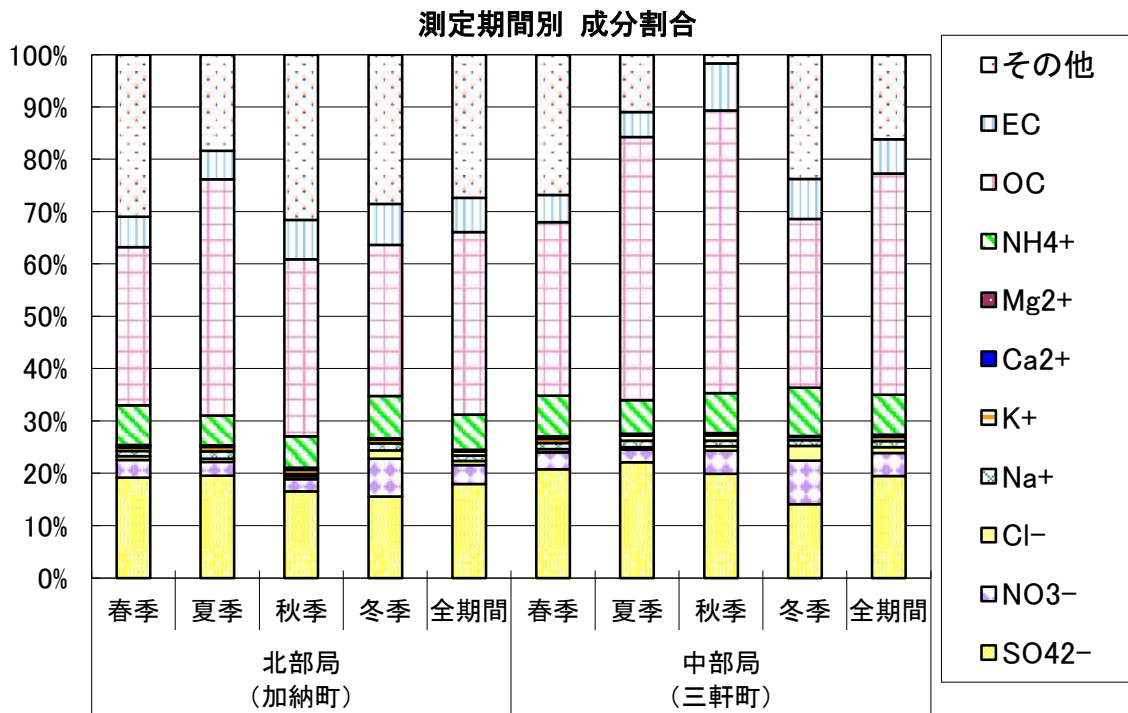
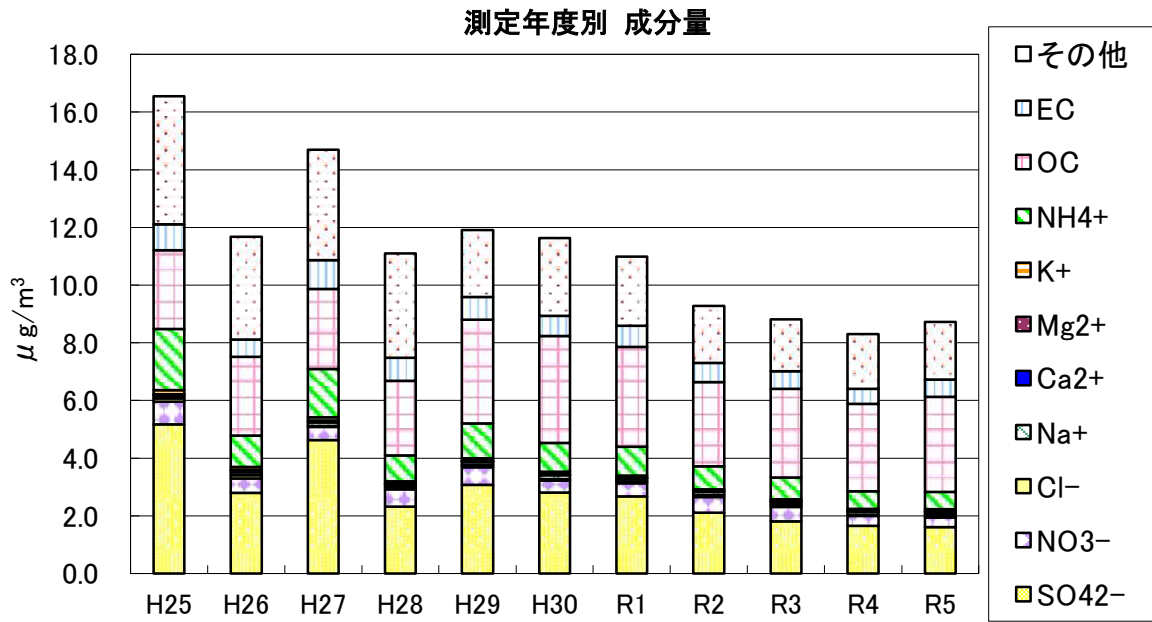


図 1-10-4 微小粒子状物質 成分量・割合

成分量



成分割合

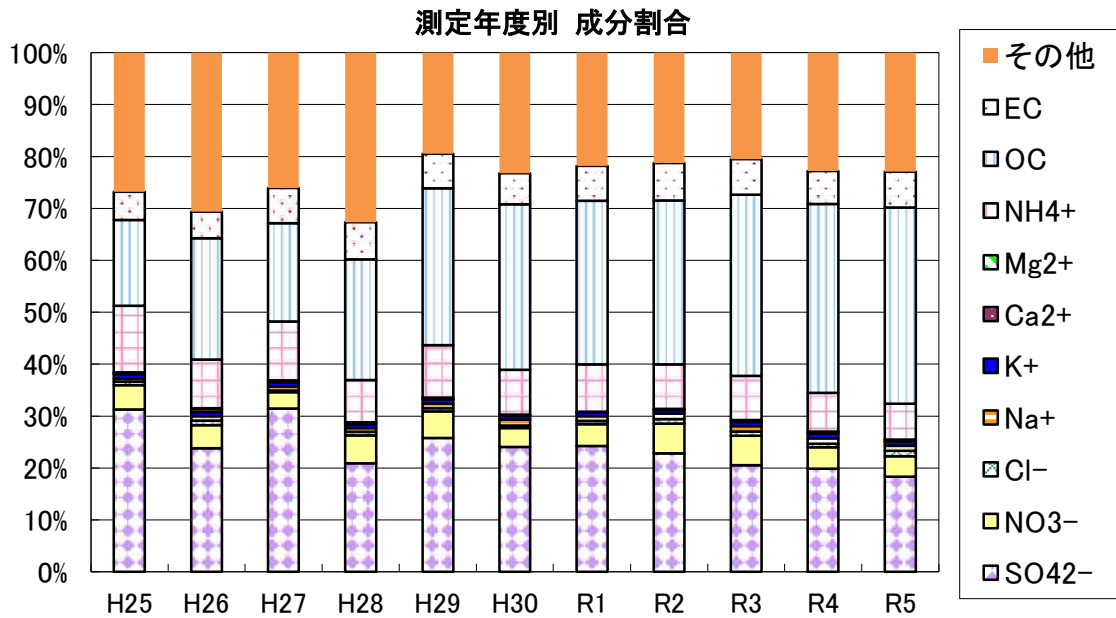


図 1-10-5 微小粒子状物質 測定年度別成分量・割合

単位：μg/m³

表 1-7-2 微小粒子状物質 測定期間別成分量

測定局	測定期間	質量濃度	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺	OC	EC	その他
北部局 (加納町)	春季	9.6	1.85	0.323	0.067	0.098	0.064	0.038	0.012	0.728	2.92	0.560	3.0
	夏季	8.8	1.72	0.232	0.056	0.125	0.071	0.018	0.009	0.505	3.98	0.479	1.6
	秋季	8.7	1.44	0.203	0.046	0.037	0.068	0.026	0.011	0.520	2.94	0.651	2.8
	冬季	6.1	0.95	0.436	0.093	0.083	0.046	0.010	0.007	0.519	1.76	0.478	1.7
	全期間	8.3	1.49	0.299	0.066	0.086	0.062	0.023	0.010	0.568	2.90	0.542	2.3
中部局 (三軒町)	春季	10.3	2.13	0.333	0.068	0.119	0.083	0.040	0.010	0.794	3.41	0.532	2.8
	夏季	9.0	1.92	0.212	0.045	0.112	0.084	0.022	0.011	0.554	4.61	0.435	1.0
	秋季	8.3	1.64	0.366	0.068	0.089	0.084	0.023	0.013	0.628	3.39	0.745	1.6
	冬季	7.6	1.07	0.635	0.213	0.087	0.044	0.011	0.007	0.661	2.45	0.582	1.9
	全期間	8.8	1.69	0.387	0.098	0.102	0.074	0.024	0.010	0.659	3.46	0.573	1.8
市平均	全期間	8.6	1.59	0.343	0.082	0.094	0.068	0.024	0.010	0.614	3.18	0.558	2.1

※ 市平均は、各測定局の全期間の算術平均値。

4 有害大気汚染物質等調査

【環境基準等】

- ・ 環境基本法第 16 条
- ・ ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について
(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号、改正 平成 13 年 4 月 20 日環境省告示第 30 号、平成 30 年環境省告示第 100 号)
- ・ 今後の有害大気汚染物質対策のあり方について
11 物質について、環境中の有害大気汚染物質等による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されています。

【根 拠】

- ・ 大気汚染防止法第 22 条「大気汚染状況の常時監視」
- ・ 大気汚染防止法第 18 条の 44「地方公共団体の施策」（有害大気汚染物質モニタリング指針）
(平成 9 年 2 月 12 日制定、平成 10 年 1 月 9 日・平成 11 年 3 月 31 日一部改正) に基づき実施

【処 理 基 準】

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号 環管自第 75 号、改正 平成 17 年 6 月 29 日、平成 19 年 3 月 29 日、平成 22 年 3 月 31 日、平成 23 年 7 月 1 日、平成 25 年 8 月 30 日、平成 28 年 9 月 26 日、令和 4 年 3 月 31 日、令和 5 年 11 月 9 日環水大管発第 2311092 号 環水大モ発第 2311092 号）

【調 査 概 要】

(1) 調査地点等

市内 3 地点、月 1 回測定(年 12 回)

(2) 調査対象物質

有害大気汚染物質のうち特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）20 物質（クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、クロム及びその化合物としての全量を測定しているため、1 物質と数える。）に、水銀及びその化合物と総キシレンを加えた 22 物質

※ダイオキシン類については、第 3 章化学物質に記載

(3) 調査方法

環境省の「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」に示されている調査方法

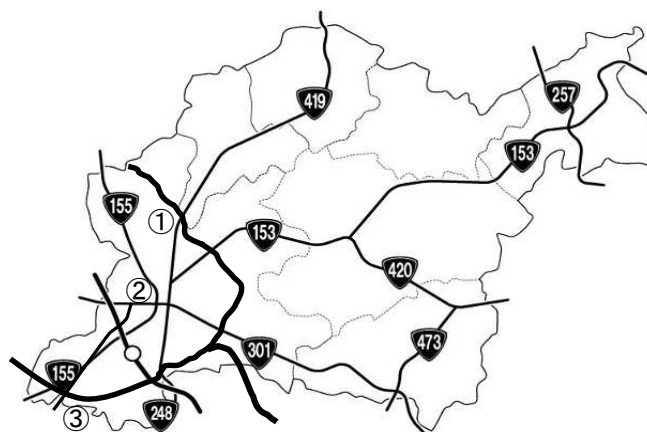


表 1-8 有害大気汚染物質等調査概要

地点名	①北部局（加納町）	②中部局（三軒町）	③新田局（花園町）
所在地	加納町西股 75	三軒町 6-23-5	花園町新田 42-7
地点区分	地域特設監視地点	全国標準監視地点	地域特設監視地点
優先取組物質	ベンゼン		A
	トリクロロエチレン		A
	テトラクロロエチレン		A
	ジクロロメタン		A
	アクリロニトリル		A
	塩化ビニルモノマー		A
	ニッケル化合物		A
	クロロホルム		A
	1,2-ジクロロエタン		A
	1,3-ブタジエン		A
	ヒ素及びその化合物		A
	マンガン及びその化合物		A
	アセトアルデヒド		A
	ホルムアルデヒド		A
	酸化エチレン		A
	ベンゾ[a]ピレン		A
	クロム及びその化合物		A
	塩化メチル		A
	トルエン	B	A
	ベリリウム及びその化合物		A
水銀及びその化合物		A	
総キシレン		-	

注) A : 一般環境、B : 固定発生源、C : 沿道、D : 沿道かつ固定発生源

調査地点及び調査項目は「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」による。

表 1-9 調査項目及び調査方法の概要

調査項目	調査方法の概要	
	試料採取	分析方法
ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン、トルエン、塩化メチル、総キシレン	ステンレス容器捕集	GC/MS法
アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド	固相捕集	HPLC法
水銀及びその化合物	金アマルガム捕集	原子吸光法

ヒ素及びその化合物	フィルター捕集	I C P - M S 法
ニッケル及びその化合物、クロム及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物	フィルター捕集	I C P - M S 法
ベンゾ[a]ピレン	フィルター捕集	H P L C 法
酸化エチレン	固相捕集	G C / M S 法

注) G C / M S 法 : ガスクロマトグラフ質量分析法、H P L C 法 : 高速液体クロマトグラフ法
I C P - M S 法 : 誘導結合プラズマ質量分析法

【調査結果の概要】

- ・ 環境基準設定項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）について、基準値を全て下回っていました。
- ・ 指針値設定項目（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化メチル、アセトアルデヒド）について、指針値を全て下回っていました。
- ・ 基準値等の定めのない項目について、すべての項目で令和4年度全国調査結果の平均値を下回っていました。

【調査結果】

（1）環境基準設定項目

表 1-10 環境基準が定められている物質の調査結果

調査物質	属性	調査地点	年平均値			令和5年度 環境基準 達成状況	環境基準
			年度				
			R3	R4	R5		
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.66	0.60	0.58	○	年平均値 3以下
	沿道	新田局 (花園町)	0.82	0.72	0.69	○	
トリクロロ エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.055	0.094	0.050	○	年平均値 130以下
	沿道	新田局 (花園町)	0.092	0.18	0.082	○	
テトラクロ ロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.014	0.028	0.023	○	年平均値 200以下
	沿道	新田局 (花園町)	0.010	0.044	0.034	○	
ジクロロ メタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	1.0	1.1	1.0	○	年平均値 150以下
	沿道	新田局 (花園町)	1.3	1.4	1.2	○	

注) 環境基準達成状況 : 年平均値と環境基準値との比較により行う。
(令和5年度の達成状況 : 満たしている…○、満たしていない…×)

(2) 指針値設定項目

表 1-11 指針値が定められている物質の調査結果

調査物質	属性	調査地点	年平均値			令和5年度 指針値 達成状況	指針値
			年度				
			R3	R4	R5		
アクリロ ニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.0042	0.019	0.018	○	年平均値 2 以下
	沿道	新田局 (花園町)	0.0070	0.026	0.029	○	
塩化ビニル モノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.0059	0.010	0.005	○	年平均値 10 以下
	沿道	新田局 (花園町)	0.0064	0.005	0.006	○	
水銀及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局 (三軒町)	1.4	1.4	1.7	○	年平均値 40 以下
	沿道	新田局 (花園町)	1.5	1.6	1.6	○	
ニッケル化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.94	1.0	1.5	○	年平均値 25 以下
	沿道	新田局 (花園町)	1.2	1.3	1.3	○	
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.12	0.10	0.095	○	年平均値 18 以下
	沿道	新田局 (花園町)	0.15	0.13	0.11	○	
1,2-ジクロロ エタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.073	0.073	0.11	○	年平均値 1.6 以下
	沿道	新田局 (花園町)	0.072	0.072	0.12	○	
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.034	0.061	0.050	○	年平均値 2.5 以下
	沿道	新田局 (花園町)	0.032	0.068	0.064	○	
ヒ素及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.41	0.32	0.42	○	年平均値 6 以下
	沿道	新田局 (花園町)	0.50	0.39	0.46	○	
マンガン及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局 (三軒町)	6.5	8.9	9.8	○	年平均値 140 以下
	沿道	新田局 (花園町)	10	13	12	○	
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	1.2	1.4	1.4	○	年平均値 94 以下
	沿道	新田局 (花園町)	1.2	1.4	1.5	○	
アセト アルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	2.8	2.0	2.4	○	年平均値 120 以下
	沿道	新田局 (花園町)	3.7	3.1	2.8	○	

注) 指針値との比較状況：年平均値と指針値との比較により行う。

(令和5年度の達成状況：満たしている…○、満たしていない…×)

(3) 基準等の定めのない項目

表 1-12-1 環境基準等が定められていない物質の調査結果（揮発性有機化合物）

調査物質	属性	調査地点	年平均値	令和 4 年度全国調査		
				平均	最小値	最大値
酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.053	0.074	0.012	1.9
	沿道	新田局（花園町）	0.051			
トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	5.2	5.2	0.061	37
	固定発生源	北部局（加納町）	3.0			
	沿道	新田局（花園町）	5.3			
総キシレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	—	中部局（三軒町）	1.3	/	/	/
	—	新田局（花園町）	1.8			

表 1-12-2 環境基準等が定められていない物質の調査結果（アルデヒド類）

調査物質	属性	調査地点	年平均値	令和 4 年度全国調査		
				平均	最小値	最大値
ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	1.6	2.5	0.69	11
	沿道かつ	新田局（花園町）	1.8			
	固定発生源					

表 1-12-3 環境基準等が定められていない物質の調査結果（金属類）

調査物質	属性	調査地点	年平均値	令和 4 年度全国調査		
				平均	最小値	最大値
ベリリウム及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	0.007	0.016	0.0010	0.084
	沿道	新田局（花園町）	0.008			
クロム及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	1.5	4.2	0.079	29
	沿道	新田局（花園町）	2.3			

表 1-12-4 環境基準等が定められていない物質の調査結果（多環芳香族炭化水素）

調査対象物質 (単位)	属性	測定地点	年平均値	令和 4 年度全国調査		
				平均	最小値	最大値
ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	0.033	0.16	0.0092	3.2
	沿道	新田局（花園町）	0.043			

(注1) 平均値は、測定値が検出下限値未満の場合はその値に 1/2 を乗じた値を用いて算出した。

(注2) 令和 4 年度全国調査結果は「令和 4 年度 大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告）」（環境省水・大気環境局）による。

5 石綿（アスベスト）調査

【目的】

一般環境中の石綿による大気汚染状況の把握

【調査概要】

（1）調査地点等

表 1-13 令和5年度石綿調査地点・調査日

調査地点名	所在地	調査日
中部局（三軒町）	三軒町6-23-5	令和5年10月10日から10月12日までの3日間

（2）調査の方法の概要

アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）環境省水・大気環境局大気環境課（令和4年3月）による方法

【調査結果の概要】

- ・ 総繊維数濃度（調査日3日間の幾何平均濃度）は、0.15本/Lでした。大気環境中のアスベストには、環境基準はありませんが、WHO環境保健クライテリア（EHC53）によると、「世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は、1本～10本/L程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い」とされています。

（参考）

大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場に対する敷地境界基準 : 10本/L

表 1-14 令和5年度アスベスト大気濃度全国調査結果^{※1}

（バックグラウンド地域）（環境省）

位相差顕微鏡における地域分類別の総繊維数濃度結果

地域分類	総繊維数濃度 ^{※2} （本/L） （石綿以外の繊維を含む）	地点数
住宅地域	0.15	7
商工業地域	0.21	5
農業地域	0.13	1
内陸山間地域	0.092	4
離島地域	0.14	4

※1 本調査は、平成17年12月27日付「アスベスト問題に係る総合対策」に基づき、環境省が平成17年度から毎年度継続して実施しているものです。アスベストによる大気汚染の状況を把握し、今後のアスベスト飛散防止対策の検討に当たっての基礎資料とするとともに、国民に対し情報提供するために実施しています。

※2 アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）によれば、3回捕集を一連の測定とし、各回の繊維数濃度を幾何平均したものを、当該地点の総繊維数濃度としています。また、繊維数が1本/Lを超えた場合、電子顕微鏡でアスベストを同定することとなっています。

【調査結果】

表 1-15-1 一般環境中における石綿濃度結果

測定日	繊維数濃度 (本/L)	総繊維数濃度 (本/L) (石綿以外の繊維を含む)
令和5年 10月10日	0.056 ~ 0.17	0.15
10月11日	0.056 ~ 0.19	
10月12日	0.11 ~ 0.34	

【経年変化】

表 1-15-2 一般環境中石綿濃度 経年変化

調査期間	調査結果
令和4年10月11~13日	0.24本/L
令和3年11月15~17日	0.32本/L
令和2年11月9~11日	0.35本/L
令和元年11月20~22日	0.14本/L
平成30年11月13~15日	0.26本/L
平成29年9月19~21日	0.32本/L
平成28年10月24~26日	<0.16本/L
平成27年11月11~13日	0.44本/L
平成26年10月15~17日	0.25本/L

※調査地点は中部局（三軒町）、年1回の調査で3日間測定

6 大気汚染防止対策

(1) 届出

【根 拠】

大 気 汚 染 防 止 法 …第6条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の7第1項、第18条第1項、第18条第3項、第18条の6第1項、第18条の6第3項、第18条の17、第18条の28第1項、第18条の30第1項、第27条第2項 等

県民の生活環境の保全等に関する条例…第7条第1項、第7条第2項、第9条第1項、第9条第2項、第28条第1項、第30条第1項 等

【届出件数】

表 1-16 大気関係届出件数（令和5年度）

[大気汚染防止法]

対象施設	届出種類	件 数
ばい煙 発生施設	使用	0
	設置	11
	構造等変更	5
	使用廃止	20
	氏名変更	31
	承継	1
一般粉じん 発生施設	使用	0
	設置	3
	構造等変更	0
	使用廃止	11
	氏名変更	11
	承継	0
揮発性有機化 合物排出施設	使用	0
	設置	0
	構造等変更	1
	使用廃止	0
	氏名変更	5
	承継	0
水銀排出施設	使用	0
	設置	0
	構造等変更	0
	使用廃止	0
	氏名変更	1
	承継	0
特定粉じん 排出等作業	実施	28
27条3項 通知	設置廃止等	10
	承継氏名変更	20
合計		158

[県民の生活環境の保全等に関する条例]

対象施設	届出種類	件 数
ばい煙 発生施設	使用	0
	設置	6
	構造等変更	7
	使用廃止	13
	氏名変更	24
	承継	1
粉じん 発生施設	使用	0
	設置	13
	構造等変更	10
	使用廃止	14
	氏名変更	22
	承継	1
炭化水素系 物質発生 施設	使用	0
	設置	2
	変更	0
	使用廃止	1
	氏名変更	2
	承継	0
大気 指定工場	使用	0
	設置	0
	変更	9
	使用廃止	0
	氏名変更	12
	承継	0
合計		137

(注) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設の届出はない。

【該当施設数】

表 1-17 大気汚染防止法及び電気事業法のばい煙発生施設数

施設 番号	ばい煙発生施設	大気汚染防止法施設数		電気事業法施設数	
			うち旧豊田市		うち旧豊田市
1	ボ イ ラ ー	463	423	0	0
2	ガス発生炉・加熱炉	1	1	0	0
5	溶 解 炉	47	47	0	0
6	金 属 加 熱 炉	163	152	0	0
10	直 火 炉	1	1	0	0
11	乾 燥 炉	72	70	0	0
13	廃 棄 物 焼 却 炉	10	9	0	0
24	鉛 溶 解 炉	1	1	0	0
29	ガ ス タ ー ビ ン	7	7	50	48
30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	12	12	110	96
31	ガ ス 機 関	0	0	20	18
合 計		777	723	180	162
対 象 事 業 所 数		140	118	101 (30)	89 (27)

(注) () 内は、大気汚染防止法に係る事業場数と重複する。

(令和6年3月31日現在)

表 1-18 大気汚染防止法の粉じん発生施設数

大気汚染防止法施行令第 3 条、第 3 条の 2（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号、最終改正令和 3 年 9 月 29 日政令第 275 号）

施設番号・粉じん発生施設		施設数	うち旧豊田市	
一般粉じん発生施設	2	堆 積 場	36	30
	3	ベルトコンベア・バケツコンベア	245	217
	4	破 碎 機 ・ 塵 碎 機	26	17
	5	ふ る い	13	9
	合 計		320	273
特定粉じん発生施設		0	0	

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

表 1-19 大気汚染防止法の揮発性有機化合物排出施設数

大気汚染防止法施行令第 2 条の 3（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号、最終改正令和 3 年 9 月 29 日政令第 275 号）

施設番号・発生施設		施設数
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	38
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	11
合 計		49
対 象 事 業 場 数		6

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

表 1-20 県民の生活環境の保全等に関する条例のばい煙発生施設等

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則第 4 条、第 5 条、第 6 条（平成 15 年 8 月 22 日愛知県規則第 87 号、最終改正令和 5 年 3 月 22 日愛知県規則第 4 号）

特 定 施 設	施 設 数
ば い 煙 発 生 施 設	541
粉 じ ん 発 生 施 設	1,000
炭 化 水 素 系 物 質 発 生 施 設	26

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

(2) 立入検査

【根 拠】

- ・ 大気汚染防止法第 26 条「報告及び検査」
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例第 104 条「報告及び検査」

【調査概要】

- ・ 届出内容の確認、運転及び管理状況の確認・指導
- ・ 使用燃料の確認及びばい煙発生施設に係る自主測定結果の確認・指導
- ・ 特定粉じん排出等作業に係る飛散防止措置の確認・指導
- ・ 石綿含有事前調査実施確認のための確認・指導
- ・ 令和 5 年度立入事業所件数 延べ 284 件

【調査結果】

表 1-21 大気汚染防止のための立入事業所件数（令和 5 年度）

立入調査の種類	件数	調査概要
法令に基づく調査	83	大防法又は県条例対象のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設への立入検査
特定粉じん排出等作業の事前確認調査	22	特定粉じん排出等作業実施届出書に基づく粉じんの飛散防止措置の確認
建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール	8	建設行政部局等と連携したパトロール、建築物の解体工事現場等における大気汚染防止法の遵守状況の確認
解体等作業場への立入検査	171	建築物の解体工事現場等で石綿含有事前調査や掲示、作業方法等の確認
その他	0	上記に該当しない確認

表 1-22 行政処分等の実施件数

	件数
停止命令、改善命令	0
改善勧告	0
文書による指導	0

(3) 大気汚染物質排出量総合調査

【調査概要】

市内のばい煙発生施設を対象に、前年度の燃原料の使用実態や設置者によるばい煙測定結果等を調査し、本市の大気汚染物質の年間総排出量を推計します。

【調査結果】

調査年度は、その前年度の使用実態を示します。過去5年間と比較すると、硫黄酸化物は横ばい、窒素酸化物及びばいじんは減少傾向です。

表 1-23 大気汚染物質排出量総合調査結果

(単位：千トン)

調査年度	硫黄酸化物 (SO ₂ 換算)	窒素酸化物 (NO ₂ 換算)	ばいじん
平成 17 年度	0.616	1.360	0.158
平成 18 年度	0.496	1.201	0.154
平成 19 年度	0.391	1.012	0.134
平成 20 年度	0.347	0.876	0.162
平成 21 年度※	0.249	0.792	0.162
平成 22 年度	0.281	0.790	0.126
平成 23 年度	0.250	0.852	0.129
平成 24 年度※	0.179	0.797	0.108
平成 25 年度	0.192	0.754	0.092
平成 26 年度※	0.261	0.714	0.082
平成 29 年度※	0.137	0.524	0.046
令和 2 年度※	0.120	0.316	0.031

※環境省調査結果のため、県条例対象施設を除く。



図 1-11 排出量調査経年変化

(4) 光化学スモッグ及び微小粒子状物質 (PM2.5) 緊急時対策

【根 拠】

- ・ 大気汚染防止法第 23 条「緊急時の措置」
- ・ 愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱
- ・ 豊田市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱
- ・ 愛知県微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起実施要綱
- ・ 豊田市微小粒子状物質注意喚起実施要綱

【発令状況】

- ・ 令和 5 年度は、豊田区域 (旧豊田市及び旧藤岡町) における光化学スモッグ予報の発令が 2 回、注意報の発令が 1 回ありました。また、豊田市を含む西三河区域における PM2.5 注意喚起情報の発令はありませんでした。
- ・ 市内における光化学スモッグによる健康被害の届出及び PM2.5 に関する健康相談はありませんでした。

表 1-24 光化学スモッグ及び PM2.5 注意喚起情報発令状況

年度	S59	H6	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
注 意 報 発 令 回 数	0	1	1	1	0	1	1	5	3	4	0	1
予 報 発 令 回 数	2	0	0	0	3	6	3	8	7	5	5	4
発 令 日 数	2	1	1	1	3	6	3	8	7	7	5	4
PM2.5 注意 喚 起 情 報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
注 意 報 発 令 回 数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
予 報 発 令 回 数	3	1	0	2	1	1	2	2	0	0	0	2
発 令 日 数	3	1	0	2	1	1	2	2	0	0	0	2
PM2.5 注意 喚 起 情 報	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成 19 年 7 月 27 日より、対象区域が、旧豊田市から旧豊田市及び旧藤岡町に拡大しました。

【参考資料】

ア 大気汚染防止法と県民の生活環境の保全等に関する条例の相違点（令和6年3月31日現在）

表 1-25 ばい煙発生施設の規制対象物質

物 質 名		法	県条例
硫黄酸化物		○	○
ばいじん		○	○
有 害 物 質	窒素酸化物	○	注 1
	カドミウム及びその化合物	○	○
	塩素	○	○
	塩化水素		○
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	○	○
	鉛及びその化合物	○	○
	ベンゼン	注 2, 注 3	○
	硫化水素	—	○
	二硫化炭素	—	○
	シアン及びその化合物	—	○
	ホルムアルデヒド	注 2	○
	トルエン	注 2	○
	キシレン	—	○
	ノルマルヘキサン	—	○
	シクロヘキサン	—	○
	メチルアルコール	—	○
	酢酸エチルエステル	—	○
	酢酸ブチルエステル	—	○
	メチルエチルケトン	—	○
	トリクロロエチレン	注 2, 注 3	○
テトラクロロエチレン	注 2, 注 3	○	
ジクロロメタン	注 2	○	
アクリロニトリル	注 2	○	
酸化エチレン	注 2	○	
合 計		7	25

注 1) 「愛知県窒素酸化物総合対策推進要綱」を適用
(H18. 4. 1から「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」施行)

注 2) 有害大気汚染物質のうち優先取組物質

注 3) 有害大気汚染物質のうち指定物質（指定物質抑制基準を適用）

表 1-26 ばい煙発生施設に係る豊田市域の規制適用状況

	硫 黄 酸 化 物		ばい じん	窒素 酸化物	有害 物質
	K値規制	総量規制			
法	○ (旧豊田市：K=9.0 旧町村：K=17.5)	× ^{注1}	○	○	○
県条例	○ (旧豊田市：K=9.0 旧町村：K=17.5)	○ ^{注2} (旧豊田市のみ 適用)	○	× ^{注3}	○

注1) 名古屋地域、衣浦地域のみ適用

注2) 三河山間部を除く県域すべてに適用

注3) 「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱（H18. 4. 1 施行）」を適用

表 1-27 県条例対象の粉じん発生施設について

区 分	条 例 対 象 施 設
対象施設の 横 だ し	鉱物等の堆積場、粉碎機・研磨機等、打綿機及び混打綿機、チップパー及び碎木機、吹付け塗装機
対象規模の す そ 出 し	(1) コークス炉・・・原料の処理能力 20 トン/日以上（法は、50 トン/日以上） (2) 堆積場・・・面積 500 m ² 以上（法は、1,000 m ² 以上） (3) ベルトコンベア・・・ベルトの幅 50cm 以上（法は、75cm 以上） (4) バケットコンベア・・・バケット内容積 0.01 m ³ 以上（法は、0.03 m ³ 以上） (5) 破碎機及び摩砕機・・・原動機の定格出力 15kW 以上（法は、75kW 以上）

イ 規制の概要等

表 1-28 規制の概要について

規制物質	物質の例	発生形態	発生施設	規制基準等	規制措置等	
ばい煙	硫黄酸化物	SO ₂ 、SO ₃	物の燃焼	ばい煙発生施設	[排出基準] K値規制、総量規制、 燃料使用基準	改善命令 直罰など
	ばいじん	すす 等	同上又は 熱源としての 電気の使用	同上	[排出基準] 濃度規制	同上
	有害物質	NO _x 、Cd、 Pb、HF、 Cl ₂ 、HCl 等	物の燃焼、 合成、分解、 加圧等（機 械的処理を 除く）	同上	[排出基準] 濃度規制 NO _x については、総量 規制基準もある。	同上
	特定有害物質	(未指定)	物の燃焼	同上	[排出基準] K値規制	同上
水銀	水銀	水銀	同上	水銀排出施設	[排出基準] 濃度規制	改善命令な ど
揮発性有機化合物	揮発性有機化合物	トルエン、 キシレン、 1,3,5-トリ メチルベン ゼン等	塗装、接着、 印刷、工業 用洗浄等	揮発性有機 化合物排出 施設	[排出基準] 濃度規制	同上
粉じん	一般粉じん	セメント粉、 石灰粉 等	物の粉碎、 選別、堆積 等機械的処 理	一般粉じん 発生施設	[構造・使用・管理 の基準]	基準適合命 令
	特定粉じん	石綿 (アスベスト)	解綿、切断、 研磨等	特定粉じん 発生施設	[敷地境界基準] 敷地境界線における 濃度基準	改善命令
	特定粉じん排出等作業	石綿 (アスベスト)	建築物の解 体等	特定工事	[作業基準]	作業基準適 合命令等
有害大気汚染物質のうち指定物質	ベンゼン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン	乾燥、混合、 蒸留、洗浄、 貯蔵、反応 施設等	指定物質排 出施設	[指定物質抑制基 準] 濃度基準	排出又は飛 散の抑制勧 告	
自動車排出ガス	CO、HC、 Pb、NO _x 、 粒子状物質	自動車の運 行	特定の自動 車	[許容限度] 道路運送車両法によ る保安基準等で確保	車両検査、 整備命令等 (他法によ る)	
特定物質	フェノール、 ピリジン 等	物の合成等 の化学的処 理中の事故	特定施設(政 令等で特定 せず)	なし	事故時の措 置命令	

表 1-29 大気汚染防止法に係る届出

対象施設	届出種類	様式	届出期限等	備 考	
ばい煙 発生施設	使用 (7条1項)	[第 1]	30 日以内	計画変更命令等 (9条) 受理日から 60 日以内	改善命令・一時停止 命令 (14条)
	設置 (6条1項) 変更 (8条1項)	[第 1] [第 1]	実施の制限 (10条1項) 60 日経過後に 着手		
	氏名変更 (11条) 使用廃止 (11条) 承継 (12条)	[第 4] [第 5] [第 6]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (10条2項)				
	事故時の措置 (17条) ※特定施設含む			直ちに通報	措置命令 (17条第3項)
水銀 発生施設	使用 (18条の29)	[第 3 の 6]	30 日以内	計画変更命令等 (18条の31) 受理日から 60 日以内	改善・一時停止勧告 (18条の34第1項) 改善・一時停止命令 (18条の34第2項)
	設置 (18条の28) 変更 (18条の30)	[第 3 の 6] [第 3 の 6]	実施の制限 (18条の32) 60 日経過後に 着手		
	氏名変更 (18条の36第2項) 使用廃止 (18条の36第2項) 承継 (18条の36第2項)	[第 4] [第 5] [第 6]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (18条の36第1項)				
揮発性有機化 合物排出施設	使用 (17条の6)	[第 2]	30 日以内	計画変更命令等 (17条の8) 受理日から 60 日以内	改善命令・一時停止 命令 (17条の11)
	設置 (17条の5) 変更 (17条の7)	[第 2] [第 2]	実施の制限 (17条の9) 60 日経過後に 着手		
	氏名変更 (17条の13第2項) 使用廃止 (17条の13第2項) 承継 (17条の13第2項)	[第 4] [第 5] [第 6]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (17条の13第1項)				
一般粉じん 発生施設	使用 (18条の2)	[第 3]	30 日以内		基準適合命令・一時 停止命令 (18条の4)
	設置 (18条1項) 変更 (18条3項)	[第 3] [第 3]	(設置前まで)		
	氏名変更 (18条の13第2項) 使用廃止 (18条の13第2項) 承継 (18条の13第2項)	[第 4] [第 5] [第 6]	30 日以内		
特定粉じん 発生施設	使用 (18条の7)	[第 3 の 2]	30 日以内	計画変更命令等 (18条の8) 受理日から 60 日以内	改善命令・一時停止 命令 (18条の11)
	設置 (18条の6第1項) 変更 (18条の6第3項)	[第 3 の 2] [第 3 の 2]	実施の制限 (18条の9) 60 日経過後に 着手		

	氏名変更 (18 条の 13 第 2 項) 使用廃止 (18 条の 13 第 2 項) 承継 (18 条の 13 第 2 項)	[第 4] [第 5] [第 6]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (18 条の 13 第 1 項)				
特定粉じん 排出等作業	実施 (18 条の 17)	[第 3 の 5]	14 日前まで	計画変更命令 (18 条の 18) 受理日から 14 日以内	基準適合・一時停止 命令 (18 条の 21)

(注) 特定工場 (総量規制) に係る届出については、豊田市域は適用されないため省略

表 1-30 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出

対象施設	届出種類 [様式]	届出期限等	備 考	
ばい煙 発生施設	使用 (8条1項) [第1]	30日以内	計画変更命令・計画廃止 命令 (10条1項) 受理日から60日以内	改善命令・一時停止命令 (19条1項) * 基準適合命令 (24条2項) * 一時停止命令 (24条2項) [* アーク、乾燥、電気炉]
	設置 (7条1項) [第1] 変更 (9条1項) [第1]	実施の制限 (12条1項) 60日経過後に着 手		
	氏名変更 (13条1項) [第14] 使用廃止 (13条1項) [第15] 承継 (14条3項) [第24]	30日以内		
	実施の制限の期間短縮 (12条2項)			
粉じん 発生施設	使用 (8条2項) [第2]	30日以内		基準適合命令・一時停止命 令 (20条1項)
	設置 (7条2項) [第2] 変更 (9条2項) [第2]	(設置前まで)		
	氏名変更 (13条2項) [第16] 使用廃止 (13条2項) [第17] 承継 (14条3項) [第24]	30日以内		
炭化水素系 物質発生 施設	使用 (8条2項) [第3]	30日以内		基準適合命令・一時停止命 令 (20条1項)
	設置 (7条2項) [第3] 変更 (9条2項) [第3]	(設置前まで)		
	氏名変更 (13条2項) [第18] 使用廃止 (13条2項) [第19] 承継 (14条3項) [第24]	30日以内		
大気指定 工場等 (注)	使用 (29条1項) [第26]	30日以内	計画変更命令・計画廃止 命令 (31条) 受理日から60日以内	改善命令・一時停止命令 (34条1項)
	設置 (28条1項) [第26] 変更 (30条1項) [第26]	実施の制限 (32条1項) 60日経過後に着 手		
	氏名変更 (35条) [第28] 使用廃止 (35条) [第29] 承継 (35条) [第30]	30日以内		
	実施の制限の期間短縮 (32条2項)			

(注) 大気指定工場等の規制をうけるのは平成17年3月31日における豊田市地域(旧豊田市)

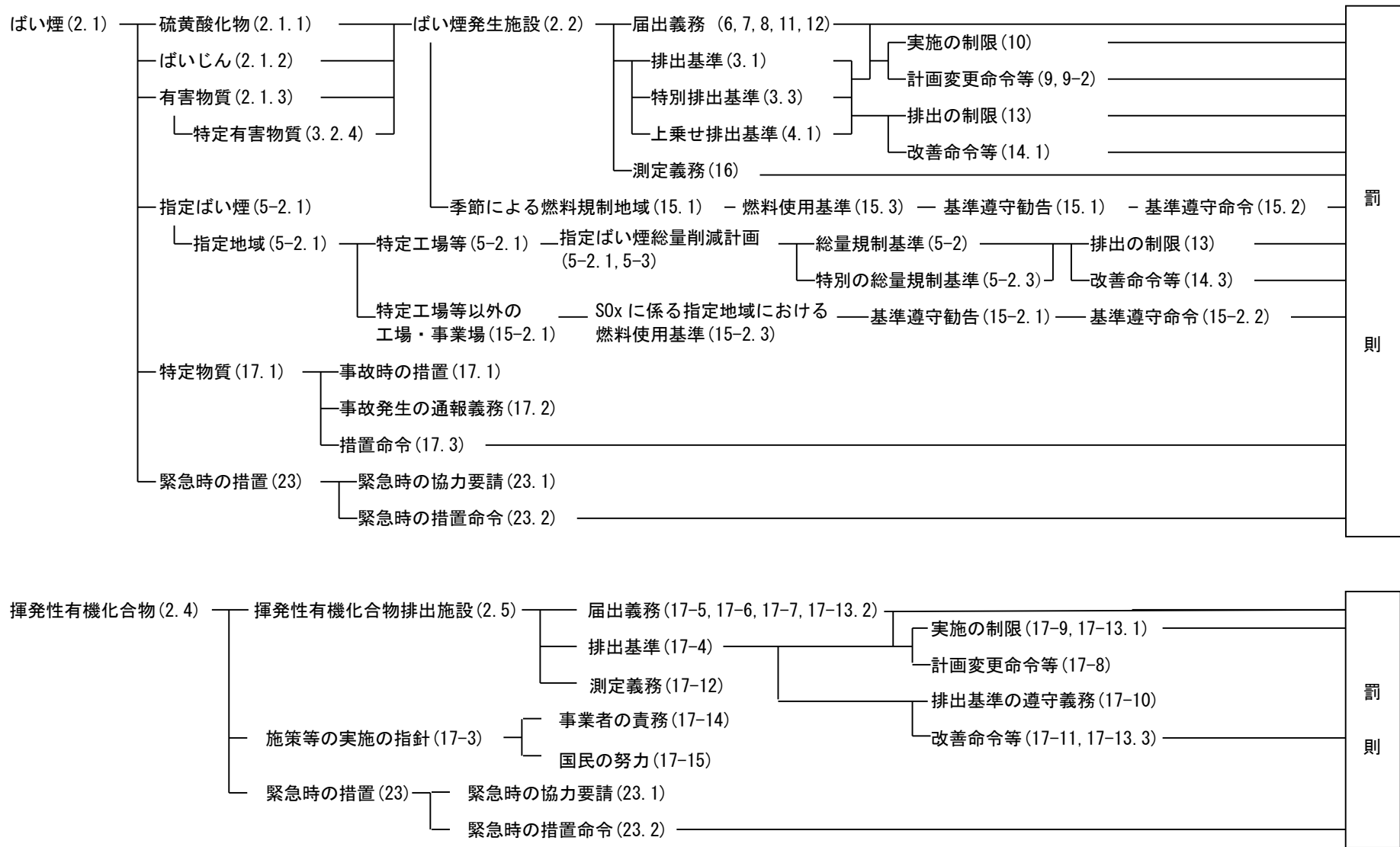


図 1-12-1 大気汚染防止法体系図 (その 1)

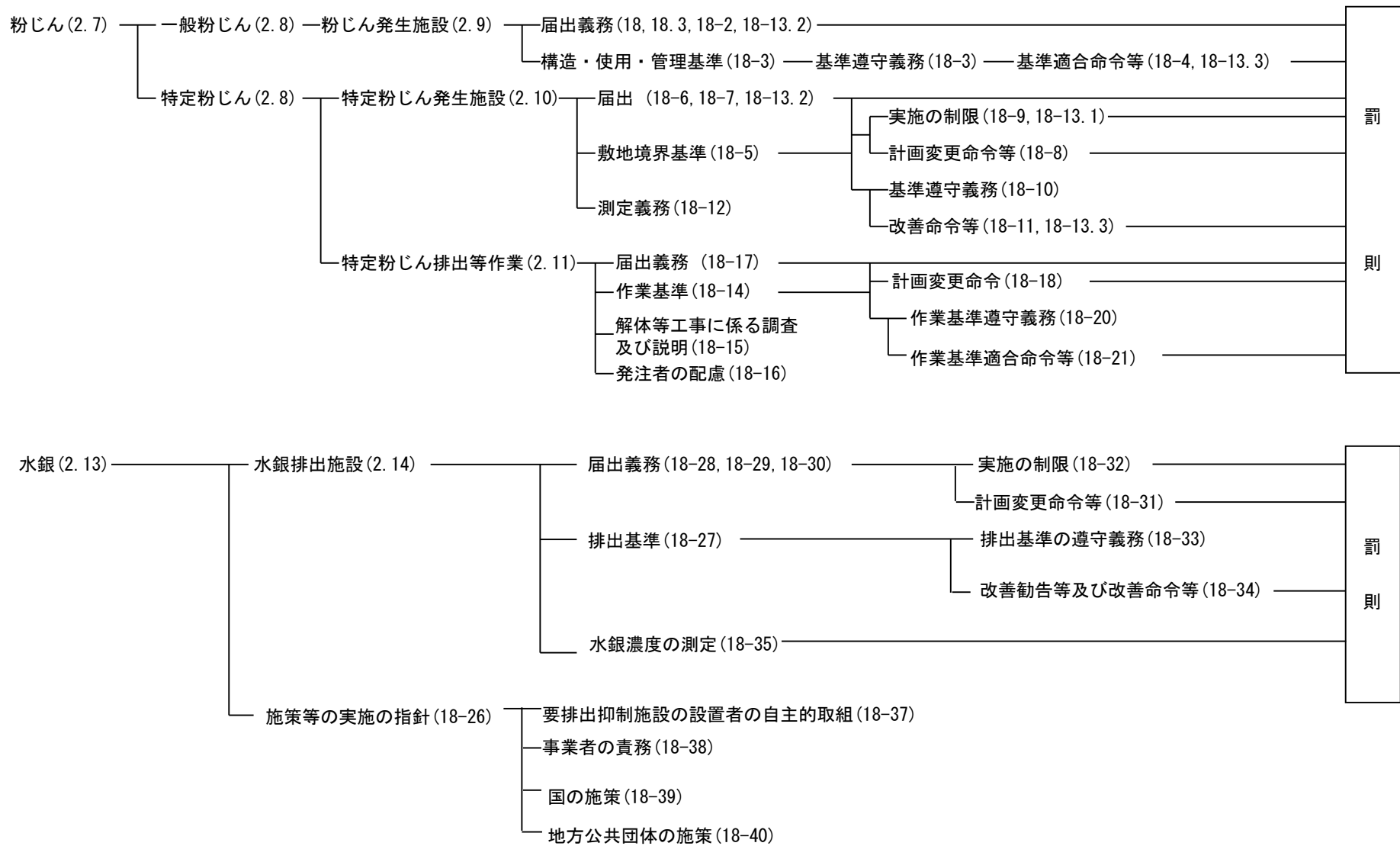


図 1-12-2 大気汚染防止法体系図 (その2)

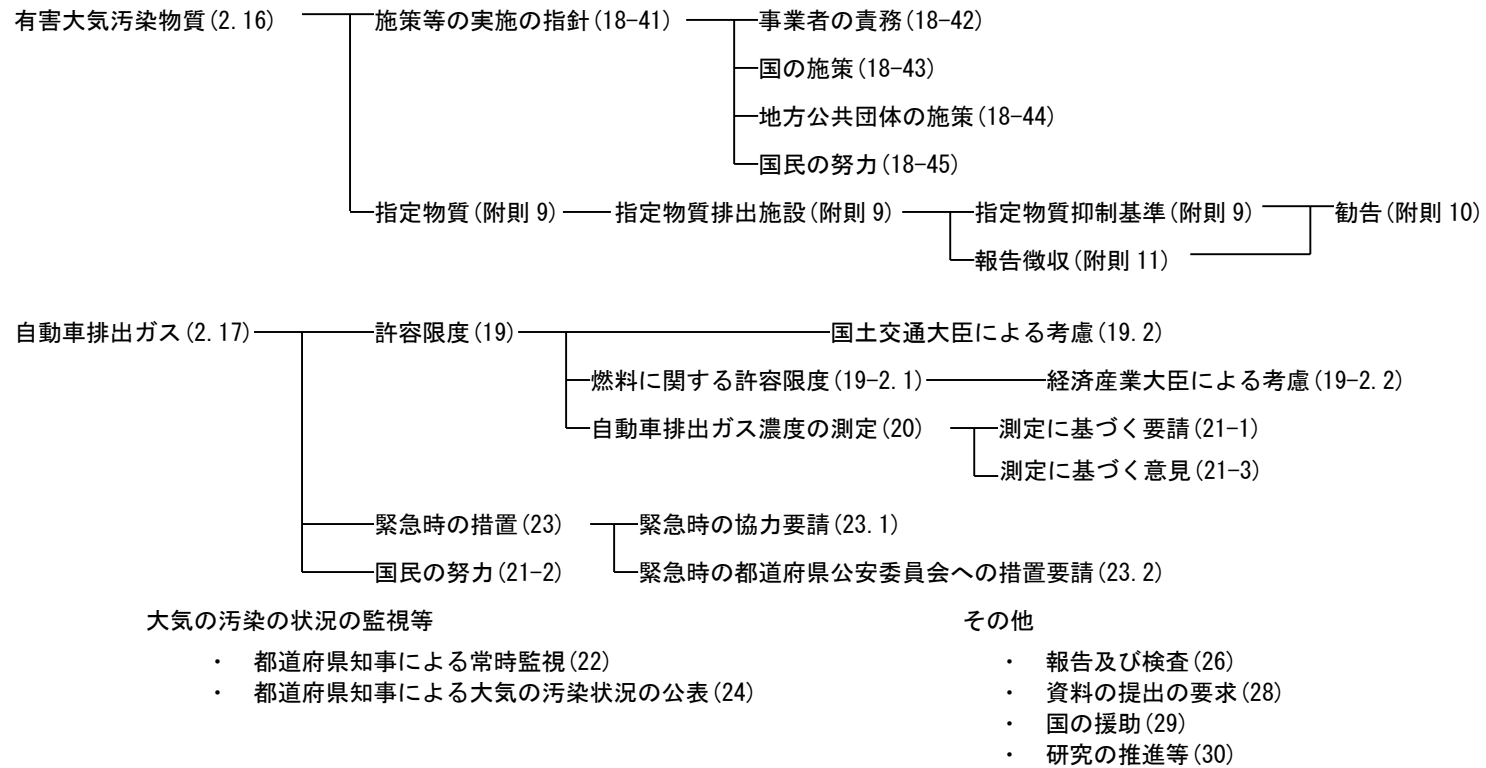


図 1-12-3 大気汚染防止法体系図 (その 3)